



2013

J A 高岡の現況

Disclosure

デ ィ ス ク ロ ー ジ ャ ー

はじめに

日頃、皆さまには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

ＪＡ高岡は、情報開示を通じて経営の透明性を高め、当ＪＡに対するご理解を一層深めていただくために、平成24年度の事業内容に関するディスクロージャー誌「2013 ＪＡ高岡の現況」を発行いたしました。

本誌は、主な業務の内容や組合の組織概要、経営の内容などについて、より多くの方にご理解いただけるように編集しております。

皆さまが当ＪＡの事業をさらにご利用いただくための一助として、ぜひご一読いただきますようお願い申し上げます。

ＪＡ高岡は、「信頼・改革・貢献」の基本理念のもと、地域に根ざしたＪＡとして、地域農業の振興はもとより、地域の人々が期待する安心・安全な食や、やすらぎの提供を通じ、皆さまに信頼され、選ばれるＪＡとなるよう努めてまいります。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成25年6月 高岡市農業協同組合

※本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

※記載した金額は、表示単位金額未満を切り捨てて表示しておりますので、合計と合致しない場合があります。

プロフィール

● 設 立	昭和39年 5 月 1 日
● 本 店 所 在 地	富山県高岡市 あわら町 1 番 1 号
● 出 資 金	25億円
● 総 資 産	1,781億円
● 貯 金 残 高	1,638億円
● 貸 出 金 残 高	290億円
● 長期共済保有高	4,824億円
● 役 員 数	33人
● 職 員 数	409人
● 単体自己資本比率	16.66%

ホームページ

当JAに関する情報はインターネットのホームページでもご紹介しています。



<http://www.ja-takaoka.or.jp/>

総 合 目 次

JA高岡の概況

店舗等の一覧	1
ごあいさつ	3
経営方針	4
経営管理体制	4
事業の概況（平成24年度）	5
事業活動のトピックス	7
農業振興活動と地域貢献情報	9
リスク管理の状況	11
自己資本の状況	20
組合員・役員・機構図等	21

主な業務の内容

事業のご案内	23
--------	----

経営資料編

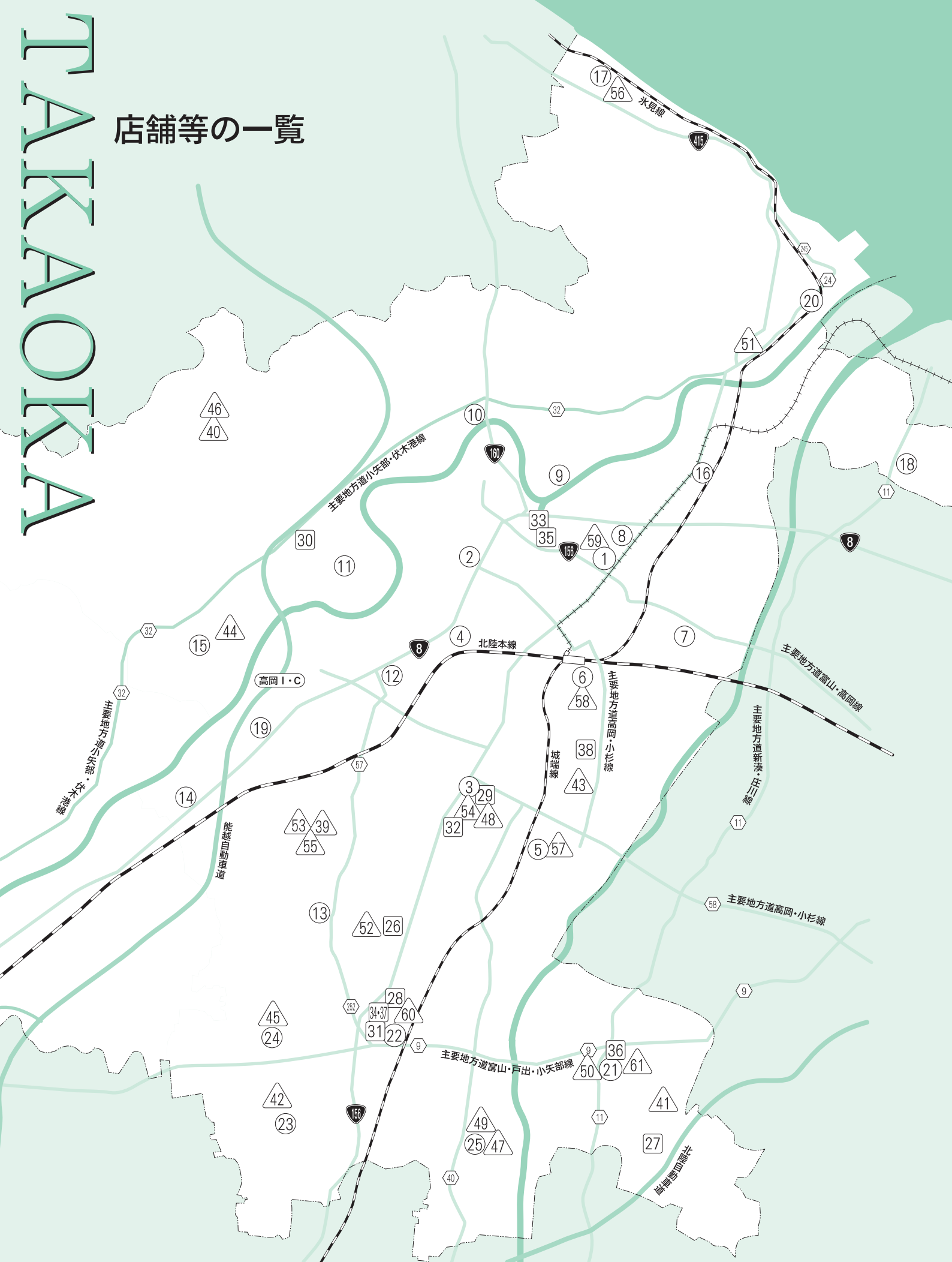
I 決算の状況	30
II 損益の状況	56
III 事業の概況	
1. 信用事業	58
2. 共済事業	65
3. 経済事業	66
4. 指導事業	66
5. 福祉・介護保険事業	66
IV 経営諸指標	67
V 自己資本の充実の状況	68

自己資本比率の算定に関する用語解説一覧…75

法定開示項目掲載ページ一覧…77

店舗等のご案内…79

店舗等の一覧





■ 本店

本 店	①	本 店
支 店	②	西 部 支 店
	③	佐 野 支 店
	④	高 岡 病 院 支 店
	⑤	二 塚 支 店
	⑥	東 部 支 店
	⑦	野 村 支 店
	⑧	北 部 支 店
	⑨	二 上 支 店
	⑩	守 山 支 店
	⑪	国 吉 支 店
	⑫	福 田 支 店
	⑬	小 勢 支 店
	⑭	立 野 支 店
	⑮	石 堤 支 店
	⑯	能 町 支 店
	⑰	太 田 支 店
	⑱	牧 野 支 店
	⑲	東 五 位 支 店
	⑳	伏 木 支 店
	㉑	中 田 支 店
	㉒	戸 出 支 店
	㉓	是 戸 支 店
	㉔	醍 醐 支 店
	㉕	北 般 若 支 店

事業所	㉖	営 農 セ ン タ ー
	㉗	中田農業振興センター
	㉘	農 機 セ ン タ ー
	㉙	資 材 セ ン タ ー 佐 野
	㉚	資 材 セ ン タ ー 国 吉
	㉛	資 材 セ ン タ ー 戸 出
	㉜	経 済 セ ン タ ー
	㉝	自 動 車 セ ン タ ー
	㉞	燃 料 セ ン タ ー
	㉟	四 屋 給 油 所
	㊱	カ ー ポ ー ト 中 田
	㊲	戸 出 給 油 所
施 設	㊳	福祉事業センター(もえぎの里)
	㊴	南条カントリーエレベーター
	㊵	国吉カントリーエレベーター
	㊶	中田カントリーエレベーター
	㊷	戸出カントリーエレベーター
	㊸	二塚粉一時貯留施設
	㊹	石堤ライスセンター
	㊺	醍醐米麦大豆乾燥調製施設
	㊻	堆 肥 セ ン タ ー
	㊼	味噌・菜種加工施設
	㊽	あぐりっち佐野店
	㊾	あぐりっち戸出店
	㊿	あぐりっち中田店
	㋀	あぐりっち矢田店
	㋁	あぐりっちアグリピア店
	㋂	南条育苗センター
	㋃	野 菜 集 荷 場
	㋄	南条大豆乾燥調製施設
	㋅	太 田 甘 藷 貯 蔵 庫
子会社	㋆	二塚女性センター
	㋇	東部女性センター
	㋈	(社) 高 岡 市 農 協 会 館
	㋉	(株) JA高岡キャリイライン
	㋊	(株) JAアグリサポート高岡

ごあいさつ



高岡市農業協同組合

代表理事組合長

萩原 清

平素より、私どもＪＡ高岡をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

当ＪＡの業務内容などを皆様にご報告するため、本誌「ディスクロージャー誌」を作成いたしました。この冊子をとおして、当ＪＡに対するご理解を深めていただければ幸いと存じます。

農業を取り巻く環境は、安倍総理とオバマ大統領との会談で、「ＴＰＰは、聖域なき関税撤廃が前提ではない。日本には一定の農産品、アメリカには一定の工業製品でセンシティブティがある」として、３月１５日に交渉参加を表明いたしました。

一方、国内の農業情勢は政権が自民党に変わり、「戸別所得補償制度」が「経営所得安定対策」と名称が変更されましたが、制度の内容につきましては前制度のままとされており、今年度の新制度の設計を行うこととしています。

このような状況の中で、当ＪＡでは第８次３カ年計画、第６次地域農業振興計画の最終年として、役職員が力を合わせて目標達成に向けて鋭意努力してまいりました。事業の実績につきましては、貯金残高、貸出金残高、長期共済新契約高、購買品供給高、販売品取扱高など主要な事業すべてにおいて計画を達成することができました。当期剰余金については、２億２千３百万円と計画を大幅に上回る結果となり、環境が大変厳しい中で、このような実績を残せましたことは、組合員・利用者の皆様方のご支援・ご協力のお陰であり、改めて感謝申し上げる次第でございます。さて、第８次３カ年計画と第６次地域農業振興計画終了に伴う、第９次３カ年計画並びに第７次地域農業振興計画につきましては、昨年開催されました第２６回ＪＡ全国大会並びに第４５回ＪＡ富山県大会で決議されました運動目標「次世代につなぐ協同」をテーマに、ＪＡ高岡の１０年後を見据えながら、持続可能な農業の実現のための「元気な高岡農業戦略」、豊かで暮らしやすい地域社会実現のための「豊かな高岡くらし戦略」、協同組合としての役割を發揮するための「安定したＪＡ高岡組織・経営基盤戦略」の三つを柱として策定いたしました。

このことを踏まえ、当ＪＡでは「第９次３カ年計画」、「第７次地域農業振興計画」の初年度として「信頼・改革・貢献」の基本理念のもと、一層の組織事業基盤の強化と更なる経営の健全化に取り組み、組合員・利用者はもとより、地域の皆様から第一に選ばれるＪＡになることを目指すものであります。

何卒、組合員・利用者には、従前に倍するご愛顧をお願いするものであります。

経営方針

J A 高岡では、本年度は、「信頼・改革・貢献」の基本理念のもと、組合員、利用者はもとより地域の皆様からも第一に選ばれる J A を目指して策定した「第 9 次 3 カ年計画」および「第 7 次地域農業振興計画」に基づく重点実施事項について着実な実践を図ります。

具体的には、「人・農地プラン」など行政との連携した取り組みにより担い手経営体の育成を支援し、園芸作物の振興や農産物の安全確保対策に取り組み、農産物直売所や学校給食を介して地場農産物の供給拡大を図ります。また、J A 高岡福祉事業センター「もえぎの里」が拠点となり、組合員や地域住民の健康づくり・生きがいづくりの支援を行います。

さらには、次世代の組合員後継者や事業利用者等の組合員加入促進により、J A 運営への参画・組織基盤の強化を図るとともに、法令等遵守やリスク管理の態勢整備を行い、健全経営の確保を目指します。

以上の方針のもとに、次に掲げる理念と目標を設定して運営にあたるものとします。

J A 高岡の基本理念・・・信頼・改革・貢献
役職員の行動理念・・・くらしにおてつだい

●●●●●●●●●● めざす目標 ●●●●●●●●●●

- (1) 持続可能な農業の実現
- (2) 豊かで暮らしやすい地域社会の実現
- (3) 協同組合としての役割発揮

経営管理体制

◆ 経営執行体制

当 J A は農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、女性理事 2 名の登用や青年部並びに女性部代表者に参与の委嘱を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第 30 条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

事業の概況（平成24年度）

◆ 財務・損益

収支面では、事業総利益が29億7千9百万円（計画対比102.5%、前年対比98.4%）と計画額を上回る増益となったことに加え、事業管理費が27億4千3百万円（計画対比98.6%、前年対比100.2%）に留まったことから、事業利益は2億3千5百万円（計画対比189.2%、前年対比81.7%）となり、最終的に当期剰余金は2億2千3百万円（当初計画1億1千2百万円／前年度実績2億5百万円）となりました。

財務面では、自己資本の増強と不良債権の処理に取り組んでいるところであり、本年度末の自己資本比率は16.66%（前年度末16.82%）となり、また、金融再生開示法に基づく不良債権比率は0.92%（前年度末0.96%）となりました。

剰余金の処分にあたりましては、定款の規定に基づき利益準備金などの内部留保に充てさせていただき、出資配当を年2.0%の割合でご提案させていただくとともに、組合員の皆様のJA事業のご利用に応じて、事業分量配当をご提案させていただくものであります。

（1）貯金

貯金残高は、年度末で1,638億1千1百万円（計画対比101.0%、前年対比102.2%）となりました。本年度は、夏・冬の貯金増強キャンペーンや公共事業による土地代金の受入れ等、貯金の増強に取り組みました。

（2）貸出金

貸出金残高は、年度末で290億6千5百万円（計画対比108.8%、前年対比98.7%）となりました。本年度は、住宅ローンやマイカーローンなどの要項資金や地方公共団体への短期資金により計画を上回りました。また、くらしの資金需要の相談窓口として、住宅ローンセンターをはじめ、支店や住宅展示場において住宅ローン相談会を開催いたしました。

（3）資金運用

安全・安定的な運用を第一として、農林中金預金を中心とした運用を行いました。

◆ 共済事業

長期共済新契約高は、374億9千4百万円（計画対比102.8%）となりました。本年度は、生命共済が伸び悩みとなりましたが、一昨年の中東大震災による地震共済の見直しにより建物更生共済の普及が進んだことから新契約高で目標を上回ったものの、個人保障の見直しによる契約解除や満期等により、長期共済保有高は4,824億1千8百万円（計画対比99.6%、前年対比97.5%）と昨年に引き続き、減少することになりました。また、お客様の契約フォローとして3Q訪問活動に取り組みました。

◆ 購買事業

購買品供給高は、37億3百万円（計画対比102.1%、前年対比99.6%）となりました。生産資材では、肥料・農薬の早期仕入れや予約注文等の取り組み、生活資材では「越中高岡万葉米」を中心に高岡産米の定期購入者の拡大等に取り組みました。農業機械は集落営農などの担い手組織が増加するなか、実演会や展示会を通して早期予約に努めました。自動車はエコカー補助金が後押ししたことから販売台数が増加し、燃料は、「お客様感謝デー」の実施や農耕用石油類の予約に努めました。

◆ 販売事業

販売品取扱高は、35億4千9百万円（計画対比106.9%、前年対比105.0%）となりました。野菜では春先の暴風雨等の被害により生産量が減少したことから取扱高は減少しましたが、カントリーエレベーターの糊摺りの増加や大麦・大豆の収量の増加により、計画額及び前年同期額を大きく上回る結果となりました。

◆ 利用事業

生産利用施設においては、育苗で環境への配慮として温湯種子消毒施設を活用した苗の供給や残留農薬対策を実施しました。カントリーエレベーターでは、荷受待ち時間の短縮と買入業務の迅速化に努めるとともに、色彩選別機を導入し良品質米の生産に取り組みました。また、稼働率については、荷受重量は7,881トン、72.1%の稼働と、目標としておりました72%を上回りました。

◆ 福祉・介護保険事業

介護保険制度改正と介護報酬改定が行われるなか、組合員や地域住民のくらしを支える介護保険事業の安定的な運営を目標に取り組んできましたが、一部のサービスにおいて利用者の増加を図ることができなかったことから、取扱額（介護報酬等）は2億4千8百万円（計画比99.1%、前年比101.2%）と計画を達成することができませんでした。

事業活動のトピックス

◆ お盆切花大特売市の開催

毎年恒例となった「お盆切花大特売市」が高岡テクノドームで開催され、大勢の来場者で賑わいました。



(平成24年 8月12日～14日)

◆ 「JA高岡スポーツパートナーシップ事業」と連携した夏休み子ども村の開催

子ども達に夏休みの楽しい思い出を作ってもらうイベント「JA高岡夏休み子ども村」を開催しました。

今年はスポーツパートナーシップ契約を結んだ富山グラウジーズの選手が訪れ、スポーツを通して交流を深めました。



(平成24年 8月16日・17日)

◆ 「食と農ふれあいフェア」の開催

組合員への感謝とともに、地域に根ざしたJAとして、消費者・生産者がともに農業・農村について考える場として、「食と農ふれあいフェア」を開催しました。



(平成24年11月17日・18日)

◆ 青年部・女性部主催 体験農園「米ニュケーション田」の開催

横田小学校において、5年生の児童50名と家族を迎え「米ニュケーション田」を開催しました。泥だらけになりながらコシヒカリの苗を植えました。



(平成24年 5月22日)

◆ 三組織合同ボウリング大会の開催

青年部・女性部・フレッシュミセス合同のボウリング大会を開催し、総勢180名がボウリングを楽しみました。

各組織の部員がスポーツを通して連帯感や組織間の親睦を深めました。



(平成24年 6月 3日)

◆ 定期積金による農業体験

J A貯金企画「農業体験特典付き定期積金」の農業体験が開催され、契約者親子がさつまいも等の苗の植え付けを行いました。



(平成24年 5月20日)

◆ 平成24年度における事業の経過

- | | | |
|-------|-----|---|
| 平成24年 | 3月 | 青年部・女性部・フレッシュミセス総会
高岡市農協野菜出荷組合総会
J A高岡農業者大会 |
| | 4月 | 高岡といで菜の花フェスティバル |
| | 5月 | 第49回通常総代会 |
| | 6月 | 青年部・女性部・フレッシュミセス合同ボウリング大会
家の光愛読者のつどい |
| | 7月 | 農機フェア |
| | 8月 | 夏休み子ども村 |
| | 9月 | 朝ごはん食べよう運動 |
| | 10月 | 第26回 J A全国大会 |
| | 11月 | 食と農ふれあいフェア
第45回 J A富山県大会 |
| | 12月 | 直売所年末感謝祭 |
| 平成25年 | 1月 | J A高岡青年大会 |
| | 2月 | 組合員座談会 |



家の光愛読者のつどい (平成24年 6月30日)

農業振興活動と地域貢献情報

◆ 協同組合の特性

当JAは、高岡市を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当JAの資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当JAでは資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当JAは、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

また、JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

◆ 安全・安心な農産物づくりへの取り組み

- ・生産履歴記帳運動
- ・農薬の安全使用遵守の周知徹底
- ・学校給食への地場野菜の安定供給

◆ 担い手・地産地消・食育への取り組み

- ・農産物の安定生産と安全志向への対応
- ・JA農産物直売所による地産地消促進
- ・農業祭の開催
- ・集落営農組織等の育成と経営指導による体質強化
- ・学校農園を通じての農業体験

◆ 地域からの資金調達状況

組合員をはじめ地域の皆さまからお預かりした貯金の残高は、163,811百万円（うち定期積金の残高は7,731百万円）となっております。

資格別の貯金・定期積金の残高の内訳は次のとおりです。

（単位：百万円）

組 合 員 等	132,368
そ の 他	31,442
合 計	163,811

◆ 地域への資金供給の状況

(1) 貸出金残高

組合員をはじめ地域の皆さまへの貸出金残高は、29,065百万円となっております。JAは地域金融機関として、地域社会の発展と豊かな暮らしの実現に貢献することを使命と考え、農業資金、事業資金や個人向けのご融資に積極的に対応してまいりました。

資格別の貸出金残高の内訳は次のとおりです。

(単位：百万円)

組 合 員 等	18,676
地 方 公 共 団 体	6,935
地 方 公 社 等	400
金 融 機 関	2,427
そ の 他	626
合 計	29,065

(2) 制度融資取扱状況

農業制度資金とは、農業経営に必要な資金を低利で利用できる融資制度です。

農業制度資金には大きく分けて、国や地方公共団体が、①JA等民間金融機関の資金を原資とする貸し付けに利子補給などを行うもの、②財政資金を直接貸し付けるもの、③財政融資資金などを原資とするものの3タイプがあります。

◆ 文化的・社会的貢献に関する事項（地域とのつながり）

(1) 文化的・社会的貢献に関する事項

- 地産地消を基本とした消費者・次世代との交流
- 学校給食への地元農産物の提供に係る支援
- 協同大学の開講、子ども農業体験教室の開催、夏休み子ども村の開催
- 健康管理活動（日帰りドック）の促進
- 高齢者福祉活動への取り組み
- 各種ボランティア活動への参加
- 税務相談会の開催

(2) 利用者ネットワーク化への取り組み

- 年金友の会
- 都市部会連絡協議会

(3) 情報提供活動

- 広報誌「t-j a n」の発行
- JAコミュニティ誌の発行
- 総代会のご報告の発行
- ディスクロージャー誌の発行



米ニュケーション田（横田小学校）

リスク管理の状況

◆ リスク管理体制

〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心してJ Aをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

①信用リスクの管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況等の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当J Aは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当J Aでは、これらのリスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したA L Mへの取組みを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当J Aの保有有価証券ポートフォリオの状況やA L Mなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するA L M委員会等を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会及びA L M委員会等で決定した運用方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、その有効性について自主検査等を実施するとともに内部監査の対象とし、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握してリスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

◆ 法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス担当者を配置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口の「お客様相談室」を設置しています。

当組合のコンプライアンスにかかる基本方針

1. 当組合の社会的責任と公共的使命の認識

当組合のもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全かつ適切な事業運営の徹底を図る。

2. 組合員等のニーズに適した質の高いサービスの提供

創意と工夫を生かしてニーズに適した質の高いサービスの提供を通して、組合員・利用者および地域社会の発展に寄与する。

3. 法令やルールの厳格な遵守

すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、公正な事業運営を遂行する。

4. 反社会的勢力の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除する。

5. 透明性の高い組織風土の構築とコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築する。

◆ 金融ADR制度への対応

①苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口

・信用事業

金融共済部（電話：0766-26-7417（月～金 午前8時30分～午後5時）祝祭日を除く）

・共済事業

共済課（電話：0766-26-7425（月～金 午前8時30分～午後5時）祝祭日を除く）

②紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

富山県弁護士会 紛争解決センター

①の窓口または富山県JAバンク相談所（電話：076-445-2017）にお申し出ください。

・ 共済事業

(社)日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

(財)自賠責保険・共済紛争処理機構（電話：本部03-5296-5031）

(財)日弁連交通事故相談センター（電話：本部03-3581-4724）

(財)交通事故紛争処理センター（電話：東京本部03-3346-1756）

最寄りの連絡先については、上記または①の窓口にお問い合わせ下さい。

◆ 反社会的勢力への対応に関する基本方針

当JAは、公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するため、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、断固とした姿勢で臨みます。

反社会的勢力への対応に関する基本方針

高岡市農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつきまして、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下、「政府指針」という。）等を遵守し、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

（反社会的勢力との決別）

- 1 当組合は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

- 2 当組合は、反社会的勢力に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

- 3 当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

◆ 利用者保護等管理方針

当JAは、利用者等の正当な利益の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っています。

JAバンク利用者保護等管理方針

高岡市農業協同組合（以下「当JA」という。）は、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守する。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行って

いく。

- 1 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切かつ十分に行う。
- 2 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応する。
- 3 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じる。
- 4 当 J A が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努める。
- 5 当 J A との取引に伴い、当 J A の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努める。

◆ 金融円滑化管理方針

当 J A は、農業専門金融機関・地域金融機関として、健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していることは最も重要な役割の一つと位置づけ、当 J A の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、次のような方針を定め、取り組んでいます。

金融円滑化にかかる基本的な方針について

高岡市農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め取り組んでまいります。

第 1 条 当組合は、お客様からのお借入の申込みや、既にお借入いただいている資金について貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客様の特性および事業の状況を勘案しつつ、できるだけ柔軟に対応するよう努めます。

第 2 条 当組合は、事業を営むお客様からの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客様の経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めます。また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めます。

第 3 条 当組合は、お客様からのお借入の申込みや、既にお借入いただいている資金について貸付条件の変更等のご相談・申込みがあった場合には、お客様の状況等をきめ細かく確認させていただくとともに、真摯かつ丁寧に対応いたします。また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。

第4条 当組合は、お客様からのお借入の申込みや、既にお借入いただいている資金について貸付条件の変更等のご相談・申込みに対する問い合わせ、ご相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客様の理解と信頼が得られるよう努めます。

第5条 当組合は、お客様からのお借入の申込みや、既にお借入いただいている資金について貸付条件の変更等の申込について、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等および信用保証協会等を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

第6条 当組合は、お客様からの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう必要な体制を整備いたしております。

1. コンプライアンス委員会の設置

組合長以下、常勤理事、部長を構成員とし、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。

2. 金融円滑化管理担当者の設置

信用事業担当理事を金融円滑化管理責任者とし、また各支店に金融円滑化管理担当者を配置し、本支店が連携して金融円滑化に取り組んでまいります。

3. 金融円滑化管理責任部署の設置

本店融資運用課を金融円滑化管理責任部署とし、金融円滑化管理責任者の指示を受け組合全体の対応状況について把握し、当組合全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

4. 苦情・相談窓口の設置

本店融資運用課および各支店にお客様からの円滑化にかかる「苦情・相談窓口」を設置します。

第7条 当組合は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

◆ 個人情報保護方針

役職員が、組合員・利用者等皆さまの個人情報を正しく取り扱うための個人情報保護方針、セキュリティ基本方針を定め、その遵守により信頼性の確保に努めています。

個人情報保護方針

当組合は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、個人情報の保護に関する法律（以下「法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および農林水産大臣をはじめ主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、法第2条第1項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別で

きるものをいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を取扱います。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データを利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ職員および委託先を適正に監督します。

個人データとは、法第2条第4項が規定する、個人情報データベース等（法第2条第2項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

6. 機微（センシティブ）情報取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（政治的見解、信教、労働組合への加盟、人種・民族、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

7. 開示・訂正等

当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

保有個人データとは、法第2条第5項に規定するデータをいいます。

8. 苦情窓口

当組合は、取扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

9. 継続的改善

当組合は、取扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

情報セキュリティ基本方針

当組合は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

◆ 金融商品の勧誘方針

役職員が金融商品を販売するうえで留意すべき事項および実務上の対応における基本事項を定め、適切性の確保と信頼性の向上に努めています。

金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただきますよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

◆ 苦情受付窓口

当JAでは、お客様に満足していただけますように日頃より心がけていますが、当JAの業務活動においてご不満を感じた場合には、下記の窓口にて苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申出ください。

当JAは、より一層の「安心」と「信頼」をお届けするために、お客様の声を誠実に受け止めます。

苦情受付窓口

総務部総務課 電話番号／**0766-26-7411**
 受付時間／月～金曜日（祝祭日を除く）
 午前8時30分～午後5時

◆ 内部監査体制等

当JAでは、内部監査部門を（被監査部門から独立して）設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとされていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

監事監査および内部監査の実施状況は次のとおりです。

（単位：人、日）

監 査 期 間	監 査 内 容 等	監 査 従 事 人 数		
		監 事	職 員	計
〔監事監査〕				
H24.3/12～3/27	平成23年度決算監査（全部門）	42		42
H24.9/10～9/21	平成24年度上半期末監査（全部門）	42		42
〔内部監査〕				
H24.5/16～H25.2/17	平成24年度内部監査（通告）（全部門）		152	152
H24.12/17	米穀共同計算内部監査（平成23年産）		1	1
監 査 延 べ 人 数		84	153	237

自己資本の状況

◆ 自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、平成25年2月末における自己資本比率は、16.66%となりました。

◆ 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額 2,561百万円（前年度2,529百万円）

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

組合員(組織)・役員・機構図等

1. 組合員数

(単位：人、団体)

区 分	23年度	24年度	増 減
正 組 合 員	7,083	7,225	142
個 人	7,063	7,204	141
法 人	20	21	1
准 組 合 員	8,995	9,108	113
個 人	8,624	8,737	113
そ の 他 の 団 体	371	371	—
合 計	16,078	16,333	255

2. 組合員組織の状況

組 織 名	構成員数	組 織 名	構成員数
総 代 連 絡 協 議 会	24名	高 岡 市 農 協 野 菜 出 荷 組 合	144名
生 産 組 合	281組織	高 岡 市 野 菜 コ ン テ ナ 利 用 組 合	46名
年 金 友 の 会	8,757名	J A 高 岡 地 場 農 産 物 直 売 運 営 委 員 会	780名
都 市 部 会 連 絡 協 議 会	438名	チ ュ ー リ ッ プ 球 根 組 合	15名
青 年 部	734名	チ ュ ー リ ッ プ 切 花 生 産 者 部 会	11名
女 性 部	1,774名	高 岡 市 集 団 酪 農 生 産 組 合	4名
フ レ ッ シ ュ ミ セ ス	319名	戸 出 町 農 業 者 会 議	52名
J A 高 岡 営 農 組 織 協 議 会	46組織	中 田 受 託 者 協 議 会	31名

3. 役員一覧

(平成25年5月末現在)

役 職 名	氏 名
会 長 理 事	穴 田 甚 朗
代表理事組合長	萩 原 清
常 務 理 事	二 谷 忠 昭
常 務 理 事	黒 田 晶 孝
理 事	竹 澤 甚 一
理 事	定 田 信 正
理 事	土 肥 俊 夫
理 事	中 山 俊 夫
理 事	飯 沼 清 文
理 事	向 栄 一 朗
理 事	本 間 和 司
理 事	柿 田 友 夫
理 事	竹 内 茂 樹
理 事	長 井 長 平
理 事	宮 本 秋 二
理 事	川 原 豊
理 事	加 須 栄 徹 朗

役 職 名	氏 名
理 事	金 田 安 夫
理 事	西 本 政 行
理 事	蟹 瀬 美 和 子
理 事	島 喜 以 子
理 事	梶 護
理 事	山 崎 明 夫
理 事	高 田 元
理 事	高 田 吉 夫
理 事	尾 守 哲
理 事	吉 田 政 博
代 表 監 事	柴 田 満 彦
常 勤 監 事	上 坂 仁 正
監 事	山 本 勉
監 事	出 口 修
監 事	東 忠 明
監 事 (員 外)	林 一 夫

5. 特定信用事業代理業者の状況

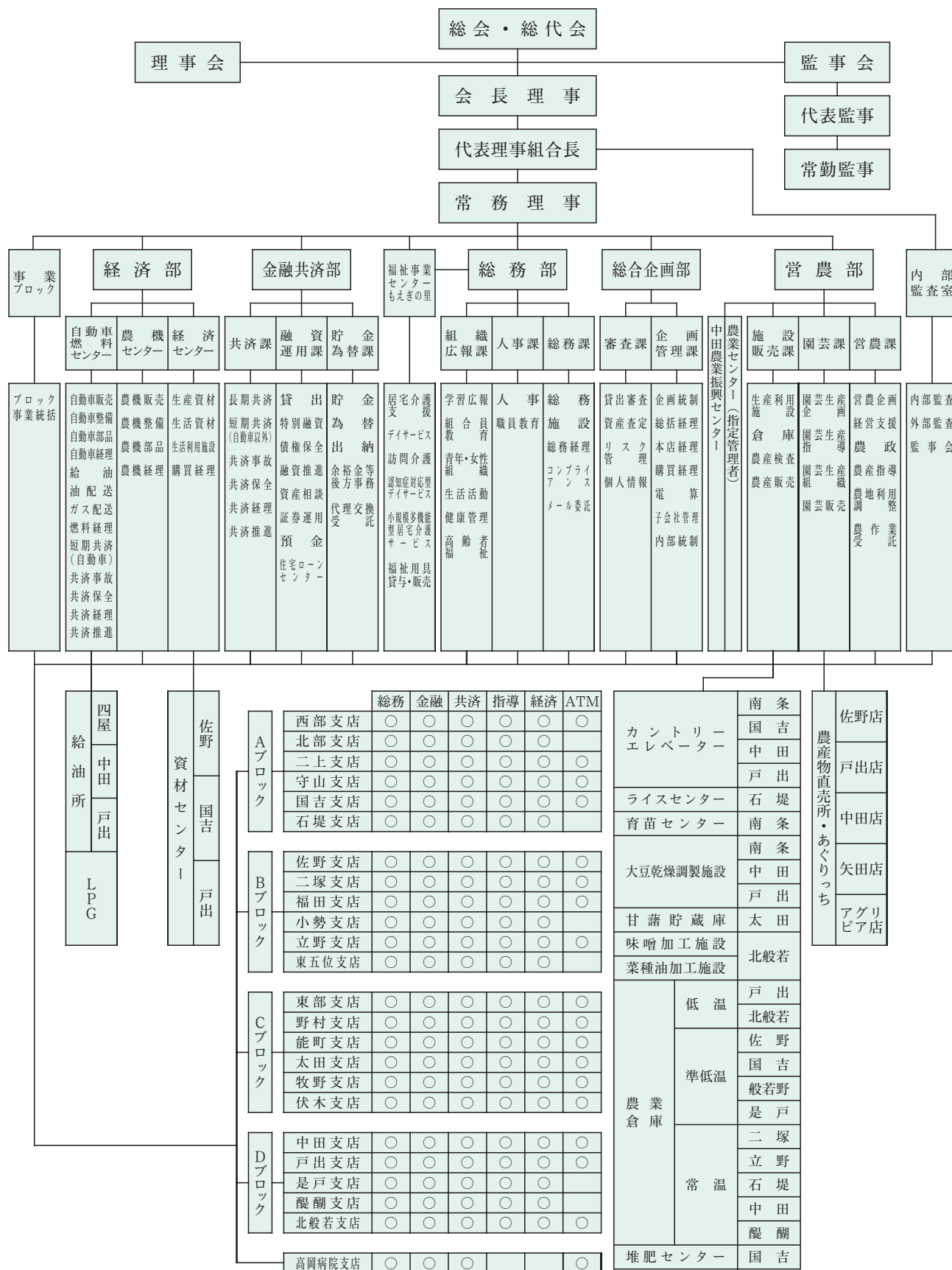
該当ありません。

6. 地区一覧

高岡市全域

4. 機構図

(平成25年4月1日現在)



事業のご案内

信用事業

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、J A・農林中金という2段階の組織が有機的に結びつき、「J Aバンク」として大きな力を発揮しています。

◆ 貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただけます。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

【主な貯金商品】

種 類		し く み と 特 徴	お預入期間	お預入金額
普 通 貯 金 (総 合 口 座)		いつでも預入・引出ができます。公共料金の自動引落や、給与・年金・配当金などの自動受取、公共料金・クレジット・税金などの自動支払に便利です。 定期貯金などを担保に、総合口座を組合せれば担保に応じて自動融資を受けることができます。	出し入れ自由	1 円以上
貯 蓄 貯 金		お預け入れ残高に応じて、4 段階の金利が設定されているため、普通貯金より高利回りで運用できます。ただし、給与・年金等の自動受け取りや、公共料金等の自動支払いにはご利用いただけません。	出し入れ自由	1 円以上
当 座 貯 金		お支払いには、安全で便利な小切手・手形をお使いいただく貯金です。事業用の口座としてご利用いただくと便利です。	出し入れ自由	1 円以上
ス ー パ ー 定 期		お預け入れは1円からという手軽な定期貯金で、お預け入れ期間3年以上の場合は有利な半年複利も選択できます。	1 ヶ月以上 1 0 年以内	1 円以上
大 口 定 期		1,000万円以上の大口資金の運用に有利な商品です。	1 ヶ月以上 1 0 年以内	1,000万円以上
期 日 指 定 金 定 期 貯 金		お利息が1年複利で計算される定期貯金です。お預け入れから1年たてば1 ヶ月前のご通知でいつでも満期日を指定できますし、元金（1万円以上）の一部引き出しもできます。	最長 3 年	1 円以上
変 動 金 利 型 定 期 貯 金		市場金利に応じて6 ヶ月ごとに金利が変更となる定期貯金です。半年ごとの複利計算も選択できます。	1 年・2 年・3 年	1 円以上
据 置 定 期 貯 金		6 ヶ月の据置期間経過後であれば、いつでもお引き出しいただけます。半年ごとの複利計算となります。	最長 5 年	1 円以上
決 済 用 貯 金 (普 通 貯 金)		利息はつきません。個人のものは総合口座による貸越ができます。貯金保護制度により全額保護されます。	出し入れ自由	1 円以上
定 期 積 金		毎月のお積立で生活設計に合わせ無理のない資金づくりができます。	6 ヶ月以上 1 0 年以内	1 回1,000円以上
財 形 貯 金	一 般 財 形 貯 金	お勤めの方々の財産づくりに最適です。給料・ボーナスからの天引きによる積立となります。	3 年以上	1 円以上
	財 形 年 金 貯 金	退職後の生活に備えた資金づくりに最適です。在職中に積立を行い、60才以降に年金としてお受け取りできます。また、住宅財形と合わせて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5 年以上	1 回 1 円以上
	住 宅 財 形 貯 金	マイホーム資金づくりに最適です。財形専用の金利が適用され、また、年金財形と合わせて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5 年以上	1 回 1 円以上

※商品については約款の内容などをご確認いただき、不明な点は店頭窓口もしくは渉外担当者までお問い合わせください。

◆ 貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等をご融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

【主な貸出商品】

種 類	内 容
住 宅 ロ ー ン	マイホームの新築・増改築・住宅・土地の購入・他金融機関借入の住宅資金の借換にご利用いただけます。
リフォームローン	リフォームにもJAのローンをお役立ていただけます。増改築や改修・補修や外装の工事などにご利用いただけます。
マイカーローン	新車や中古車・バイクの購入をはじめ、修理・車検費用・車庫など、カーライフに関するさまざまな用途にご利用いただけます。
教 育 ロ ー ン	高校、高専、短大、大学、専修学校等に就学予定のお子さんの入学金や家賃・授業料などの学費にご利用いただけます。 なお、在学中の方でもご利用いただけます。
フ リ ー ロ ー ン	結婚、旅行など生活に関するさまざまな用途にご利用いただけます。
カ ー ド ロ ー ン	あらかじめ決めておいた借入枠の範囲内なら、いつでも何回でも繰り返しご利用いただけます。 カード1枚で、当JAの各支店をはじめ、全国の提携金融機関や郵便局のATMでご利用いただけます。
農 業 設 備 資 金	各種農機具（中古農機含む）の購入、点検、修理をはじめ格納庫建設、パイプハウス等の資材購入・建設資金などにもご利用いただけます。
アグリエース資金	農業経営に必要な短期運転資金としてご利用いただけます。

※その他にも皆さまの暮らしや農業者・事業者の方々に必要な資金を融資しております。店頭窓口もしくは渉外担当者までお問い合わせください。

◆ 為替業務

全国のJA・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

◆ その他の業務及びサービス

当JAでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主の皆さまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、国債の窓口販売の取り扱い、国債の保護預かり、全国のJAでの貯金のお出し入れや銀行、信用金庫などでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

【主なその他のサービス】

種 類	内 容
JAキャッシュサービス	カード1枚で、当JAの各支店をはじめ、全国の提携金融機関やゆうちょ銀行のATMでご利用いただけます。
給 与 振 込 サ ー ビ ス	給与・ボーナスがお客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振込まれ、キャッシュカードにより必要な時にお引出ができます。
各種自動受取サービス	国民年金、厚生年金等公的年金や配当金などがお客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振込まれます。お受取の手間が省け、期日忘れのご心配がなくなります。
各種自動支払サービス	電気料、水道料、NHK放送受信料、電話料などの各種公共料金のほか、JAカード利用代金、税金などをお客様のご指定いただいた貯金口座から自動的にお支払いいたしますので、払い込み等の煩わしさが解消します。
自 動 送 金 サ ー ビ ス	毎月決まった日に、決まった金額を、決まった振込先に自動的に振り込みます。お子様への仕送りや家賃、駐車料金などの振込に大変便利です。
自 動 集 金 サ ー ビ ス	定期的にご集金の販売代金、賃貸料、会費などを支払人の貯金口座から引き落とし、お客様のご指定いただいた貯金口座へ自動的にご入金いたします。集金事務の合理化にお役立てください。
J A カ ー ド (ク レ ジ ッ ト カ ー ド)	このカード1枚で国内はもとより海外でもお買い物、ご旅行、お食事などお客様のサインひとつでご利用になれます。また、急にお金が入用なときにはキャッシングサービスもご利用いただけます。
デビットカードサービス	「J・Debit」ジェイデビットのマークのある加盟店なら全国どこでも、当JAのキャッシュカードでお買い物などの代金支払いができます。

※当JAのATMを利用して、簡単な操作で振込がご利用いただけます。

【主な手数料】

※ 各手数料（平成25年4月1日現在）には、消費税等（5%）が含まれています。また、個々の取引内容により手数料が異なる場合や新たに付加される場合があります。

○ 内国為替の取扱手数料

種 類			系統金融機関あて	他金融機関あて
送金手数料	普 通 扱 い	1件につき	630円	630円
振込手数料	文 書 扱 い	3万円未満1件につき	420円	420円
		3万円以上1件につき	630円	630円
	電 信 扱 い	3万円未満1件につき	525円	525円
		3万円以上1件につき	735円	735円
	A T M 扱 い	1万円未満1件につき	105円	210円
		1万円以上3万円未満1件につき	210円	262円
		3万円以上1件につき	315円	420円
	インターネット バンキング扱い	1万円未満1件につき	105円	210円
		1万円以上3万円未満1件につき	210円	262円
		3万円以上1件につき	315円	420円

※系統金融機関とは、県内JA・県外JA・県外信連・農林中央金庫・漁協・信漁連です。

○ 手形・小切手取立手数料等

種 類			手数料
代 金 取 立	普 通 扱 い	1 通につき	630円
	至 急 扱 い	1 通につき	840円
そ の 他	送金・振込の組戻料	1 通につき	630円
	取立手形の組戻料	1 通につき	630円
	不渡手形の返却料	1 通につき	630円
	取立手形店頭呈示料	1 通につき	630円 (ただし、630円を超える経費を要する場合は、その実費)

○ 手形・小切手発行手数料

種 類	手数料
小 切 手 帳	1 冊50枚綴り 840円
約 束 手 形	1 冊50枚綴り 1,050円
自己宛小切手	1 枚 に つ き 525円

○ 保護預り口座兼振替決済口座管理手数料

種 類	手数料
保護預り口座兼振替決済口座管理手数料	無 料

○ 硬貨取扱手数料

手 数 料	両替金受入枚数
	300枚以上 1 回につき 210円

○ その他の手数料

種 類	手数料
貯 金 残 高 明 細 書	210円
取 引 履 歴 明 細 書	525円
通 帳 ・ 証 書 再 発 行	525円
I C キャッシュカードの発行・更新	無 料
I C キャッシュカードの再発行	1,050円
J A カード（一体型）の発行・更新	無 料
J A カード（一体型）の再発行	525円
J A ネットバンク基本利用手数料	無 料

○ A T M利用手数料（1回当たり）

ご利用日	ご利用時間	JA県内ネット (出金・入金)	JA全国ネット (出金・入金)	J F マリンバンク (出 金)	三菱東京UFJ銀行 (出 金)	セブン銀行 (出金・入金)	ゆうちょ銀行 (出金・入金)	他行ネット ※三菱東京UFJ 銀行除く (出 金)
平 日	8:00～8:45	無 料	無 料	無 料	105円	105円	105円	210円
	8:45～18:00				無 料	無 料	無 料	105円
	18:00～21:00				105円	105円	105円	210円
土 曜	8:45～9:00	無 料	無 料	無 料	105円	無 料 105円	105円	105円 210円
	9:00～14:00							
	14:00～17:00							
日曜・ 祝 日	8:45～9:00	無 料	無 料	無 料	105円	105円	105円	210円
	9:00～17:00							

※日曜・祝日については、一部のA T Mでご利用いただけません。（詳しくは、店頭へお問い合わせください。）

※セブン銀行・ゆうちょ銀行の出金・入金手数料は、当J Aのキャッシュカードにより、セブン銀行・ゆうちょ銀行A T Mで利用した場合の手数料です。

共済事業

J A 共済は、J A が行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆さまの生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

J A 共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

【主な共済商品一覧】

○ 主な長期共済（共済期間が5年以上の契約）

種 類	内 容
終 身 共 済	万一のときはもちろん、ニーズにあわせた特約により保障内容を自由に設計できる確かな生涯保障プランです。
定 期 生 命 共 済	万一のときを手頃な共済掛金で保障するプランです。農業の新たな担い手などの経営者の万一のときの保障と退職金などの資金形成ニーズに応えるプランもあります。
養 老 生 命 共 済	万一のときの保障と、将来の資金づくりを両立させたプランです。
こ ど も 共 済	お子さまの入学資金や結婚・独立資金の準備に最適なプランです。共済契約者（親）が万一のときは、満期まで毎年養育年金を受け取れるプランもあります。
医 療 共 済	病気やケガによる入院・手術を手厚く保障するプランです。ニーズにあわせて、「共済期間」、「1回の入院の支払限度日数」、「共済掛金の払込期間」などを選択できるほか、先進医療の保障を加えたり、がん保障を充実させることもできます。特約により一定期間の万一のときの保障を確保することもできます。
介 護 共 済	公的介護保障でカバーできない費用を保障するプランです。要介護状態（要介護2～5）や重度要介護状態（J A 基準）になったときの保障をします。
が ん 共 済	がんと闘うための安心を一生にわたって手厚く保障します。すべてのがんのほか、脳腫瘍も対象としています。
引受緩和型定期医療共済	通院中の方、病歴がある方など健康状態に不安がある方でも、簡単な告知でご加入できます。入院・手術を保障するプランです。共済期間の満了まで健康に過ごされたときは祝金が受け取れます。
建 物 更 生 共 済	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、満期共済金は、建物の新築・改築や家財の買替資金としてご活用いただけます。
予定利率変動型年金共済	老後の生活資金準備のためのプランです。医師の診査なしの簡単な手続きでご加入できます。また、最低保障予定利率が設定されているので安心です。

○ 主な短期共済（共済期間が5年未満の契約）

種 類	内 容
火 災 共 済	住まいの火災損害を保障します。
自 動 車 共 済	相手方への対人・対物賠償保障をはじめ、ご自身・ご家族のための損害保障、車両保障など、万一の自動車事故を幅広く保障します。
自 賠 責 共 済	法律ですべての自動車に加入が義務づけられています。人身事故の被害者への賠償責任を保障します。
傷 害 共 済	日常のさまざまな災害による万一のときや負傷を保障します。
賠 償 責 任 共 済	日常生活・業務中に生じた損害賠償責任などを保障します。

購買事業

組合員をはじめ地域の皆さまに、農業用から家庭園芸用までの肥料や農薬などの生産資材や農業機械、自動車、ガソリン・灯油等の販売も行なっています。

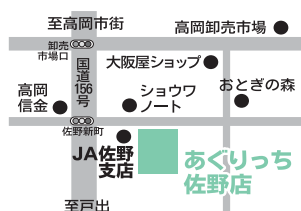
また、越中高岡万葉米をはじめとしたお米や食料品、日用雑貨等の販売も行っています。

地場農産物直売振興事業

地域の皆さまが丹精こめて育てた野菜・切花・果物などをJA高岡の5ヶ所の直売所で販売しています。直売所のほかに県内のスーパーへ高岡産農産物が届けられ販売されています。

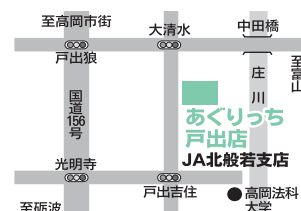
【主な農産物直売所一覧】

○あぐりっち佐野店



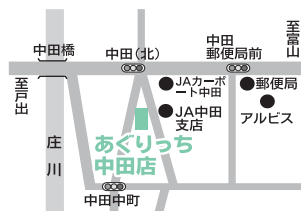
所在地 / 高岡市佐野1416（佐野支店横）
営業日・時間 / 年中無休（年末年始を除く）
8:30 ~ 17:00

○あぐりっち戸出店



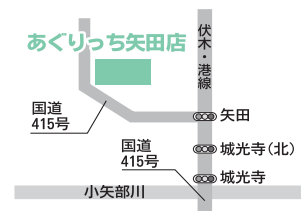
所在地 / 高岡市戸出吉住663（北般若支店前）
営業日・時間 / 年中無休（年末年始を除く）
9:00 ~ 17:30

○あぐりっち中田店



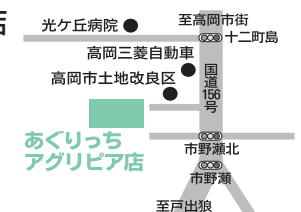
所在地 / 高岡市下麻生1271-2（中田支店前）
営業日・時間 / 4月～12月（1月～3月は休業）
9:00 ~ 13:00

○あぐりっち矢田店



所在地 / 高岡市伏木矢田4-26（旧矢田支店）
営業日・時間 / 年中無休（年末年始を除く）
9:00 ~ 12:00

○あぐりっちアグリピア店



所在地 / 高岡市戸出市野瀬420
営業日・時間 / 年中無休（年末年始を除く）
9:00 ~ 16:30

福祉・介護保険事業

福祉事業センター「もえぎの里」で、訪問介護、居宅介護支援、小規模多機能型居宅介護、通所介護、認知症対応型通所介護、福祉用具事業を行なっています。介護相談には専門家が応じますので、安心してご利用いただけるよう努めています。

相談事業

組合員・利用者の皆さまを対象とした税務・年金などの相談業務を行なっています。指導・相談業務は、担当職員のほか、専門家による相談も実施しています。

【系統セーフティーネット（貯金者保護の取り組み）】

当ＪＡの貯金は、ＪＡバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との２重のセーフティーネットで守られています。

◆「ＪＡバンクシステム」の仕組み

ＪＡバンクは、全国のＪＡ・信連・農林中央金庫（ＪＡバンク会員）で構成するグループの名称です。組合員・利用者の皆さまに、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、ＪＡバンク会員の総力を結集し、実質的にひとつの金融機関として活動する「ＪＡバンクシステム」を運営しています。

「ＪＡバンクシステム」は「破綻未然防止システム」と「一体的事業推進」を２つの柱としています。

◆「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、ＪＡバンク全体としての信頼性を確保するための仕組みです。ＪＡバンク法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）に基づき、「ＪＡバンク基本方針」を定め、ＪＡの経営上の問題点の早期発見・早期改善のため、国の基準よりもさらに厳しいＪＡバンク独自の自主ルール基準（達成すべき自己資本比率の水準、体制整備など）を設定しています。

また、ＪＡバンク全体で個々のＪＡの経営状況をチェックすることにより適切な経営改善指導を行います。

◆「一体的な事業推進」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、ＪＡバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のＪＡバンクブランドの確立等の一体的な事業推進の取り組みをしています。

◆ 貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	23 年 度	24 年 度		23 年 度	24 年 度
1. 信用事業資産	160,726,863	163,837,925	1. 信用事業負債	161,261,221	165,163,729
(1) 現金	479,112	538,104	(1) 貯 金	160,171,846	163,811,883
(2) 預 金	120,392,858	124,931,719	(2) 借 入 金	71,660	56,781
系 統 預 金	120,391,999	124,927,664	(3) その他の信用事業負債	1,017,714	1,295,063
系 統 外 預 金	859	4,054	未 払 費 用	208,714	134,798
(3) 有 価 証 券	9,638,354	8,532,578	そ の 他 の 負 債	809,000	1,160,265
国 債	1,649,166	838,621	2. 共済事業負債	604,305	665,238
金 融 債	6,462,153	6,256,169	(1) 共 済 借 入 金	18,895	20,549
社 債	1,423,860	1,418,728	(2) 共 済 資 金	231,394	302,880
株 式	103,175	19,060	(3) 共済未払利息	253	249
(4) 貸 出 金	29,427,555	29,065,558	(4) 未経過共済付加収入	351,331	339,906
(5) その他の信用事業資産	977,400	944,852	(5) 共 済 未 払 費 用	1,602	1,592
未 収 収 益	150,669	133,524	(6) その他の共済事業負債	827	60
そ の 他 の 資 産	826,731	811,328	3. 経済事業負債	781,546	369,712
(6) 貸倒引当金	△ 188,418	△ 174,888	(1) 経済事業未払金	284,850	310,346
2. 共済事業資産	19,149	20,799	(2) 経済受託債務	493,459	55,741
(1) 共済貸付金	18,895	20,549	(3) その他の経済事業負債	3,236	3,624
(2) 共済未収利息	253	249	4. 雑 負 債	211,384	193,422
3. 経済事業資産	1,912,225	1,501,942	(1) 未払法人税等	99,000	77,000
(1) 受 取 手 形	1,877	3,586	(2) 資産除去債務	26,014	26,141
(2) 経済事業未収金	293,512	263,241	(3) そ の 他 の 負 債	86,369	90,280
(3) 経済受託債権	1,271,958	827,604	5. 諸 引 当 金	1,206,133	1,202,978
(4) 棚 卸 資 産	312,103	364,504	(1) 賞 与 引 当 金	80,557	80,108
購 買 品	299,734	350,942	(2) 退職給付引当金	1,097,802	1,089,545
その他の棚卸資産	12,369	13,562	(3) 役員退職慰労引当金	27,773	33,325
(5) その他の経済事業資産	46,217	53,279	6. 再評価に係る繰延税金負債	709,723	709,239
(6) 貸倒引当金	△ 13,443	△ 10,274	負債の部合計	164,774,315	168,304,321
4. 雑 資 産	78,634	123,500	1. 組 合 員 資 本	8,116,698	8,292,696
(1) 雑 資 産	78,720	123,571	(1) 出 資 金	2,529,264	2,561,367
(2) 貸倒引当金	△ 85	△ 71	(2) 資 本 準 備 金	13,181	13,181
5. 固 定 資 産	5,005,149	4,904,121	(3) 利 益 剰 余 金	5,578,018	5,723,694
(1) 有形固定資産	4,991,123	4,894,519	利 益 準 備 金	2,464,064	2,539,064
建 物	4,131,526	4,162,532	そ の 他 利 益 準 備 金	3,113,954	3,184,630
機 械 装 置	1,368,436	1,411,166	補助施設再取得目的積立金	324,725	324,725
土 地	3,515,919	3,512,971	リスク管理目的積立金	1,100,000	1,175,000
その他の有形固定資産	1,007,122	1,005,768	特 別 積 立 金	1,355,928	1,355,928
減価償却累計額	△ 5,031,881	△ 5,197,919	当期末処分剰余金	333,301	328,977
(2) 無形固定資産	14,026	9,601	(うち当期剰余金)	(205,688)	(223,118)
6. 外 部 出 資	6,408,593	7,458,073	(4) 処分未済持分	△ 3,766	△ 5,547
(1) 外 部 出 資	6,408,593	7,458,073	2. 評価・換算差額等	1,558,796	1,552,609
系 統 出 資	6,204,413	7,259,893	(1) その他有価証券評価差額金	89,021	84,102
系 統 外 出 資	179,380	178,380	(2) 土地再評価差額金	1,469,775	1,468,507
子会社等出資	24,800	19,800	純資産の部合計	9,675,495	9,845,306
7. 繰延税金資産	299,194	303,265	負債及び純資産の部合計	174,449,810	178,149,627
資産の部合計	174,449,810	178,149,627			

2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	23 年 度	24 年 度		23 年 度	24 年 度
1. 事業総利益	3,027,068	2,979,602	(1) 加工・利用事業収益	283,967	287,565
(1) 信用事業収益	1,684,747	1,560,177	(12) 加工・利用事業費用	203,943	206,410
資金運用収益	1,563,904	1,459,826	加工・利用事業総利益	80,024	81,154
(うち預金利息)	(874,328)	(841,943)	(13) 宅地等供給事業収益	487	266
(うち有価証券利息)	(118,078)	(86,450)	(14) 宅地等供給事業費用	1,662	1,328
(うち貸出金利息)	(556,553)	(517,240)	宅地等供給事業総利益	△ 1,175	△ 1,061
(うちその他受入利息)	(14,944)	(14,191)	(15) 福祉・介護保険事業収益	245,054	248,002
役務取引等収益	51,147	50,019	(16) 福祉・介護保険事業費用	85,022	92,483
その他事業直接収益	50,596	21,528	福祉・介護保険事業総利益	160,031	155,519
その他経常収益	19,098	28,802	(17) その他事業収益	138,454	142,809
(2) 信用事業費用	402,237	315,045	(18) その他事業費用	104,085	107,400
資金調達費用	161,133	124,372	その他事業総利益	34,368	35,409
(うち貯金利息)	(142,901)	(108,078)	(19) 指導事業収入	9,588	13,103
(うち給付補填備金繰入)	(15,069)	(11,514)	(20) 指導事業支出	71,348	72,737
(うち借入金利息)	(1,945)	(1,554)	指導事業収支差額	△ 61,759	△ 59,634
(うちその他支払利息)	(1,217)	(3,225)	2. 事業管理費	2,738,504	2,743,910
役務取引等費用	11,724	12,472	(1) 人件費	1,983,284	1,990,726
その他事業直接費用	846	—	(2) 業務費	292,876	304,375
その他経常費用	228,533	178,200	(3) 諸税負担金	78,622	76,469
(うち貸倒引当金戻入益)	(—)	(△ 13,530)	(4) 施設費	375,791	365,190
信用事業総利益	1,282,509	1,245,131	(5) その他事業管理費	7,929	7,148
(3) 共済事業収益	824,409	810,211	事業利益	288,563	235,692
共済付加収入	785,879	769,674	3. 事業外収益	78,984	89,401
共済貸付金利息	732	628	(1) 受取出資配当金	31,531	39,222
その他の収益	37,796	39,908	(2) 賃貸料	22,012	21,379
(4) 共済事業費用	23,133	27,643	(3) 雑収入	25,440	28,798
共済借入金利息	732	628	4. 事業外費用	12,358	12,181
共済推進費	9,312	10,179	(1) 寄付金	889	1,330
共済保全費	1,296	1,941	(2) 雑損失	11,468	10,851
その他の費用	11,791	14,894	(うち貸倒引当金戻入益)	(—)	(△ 14)
共済事業総利益	801,275	782,568	経常利益	355,190	312,911
(5) 購買事業収益	3,835,779	3,864,403	5. 特別利益	85,545	21,500
購買品供給高	3,669,884	3,703,995	(1) 固定資産処分益	1,376	—
修理サービス料	104,229	104,142	(2) 一般補助金	65,006	21,500
その他の収益	61,665	56,264	(3) 貸倒引当金戻入益	18,633	—
(6) 購買事業費用	3,256,284	3,290,841	(4) 償却債権取立益	529	—
購買品供給原価	3,051,371	3,092,000	6. 特別損失	100,079	24,923
購買品供給費	3,216	3,051	(1) 固定資産処分損	7,953	476
修理サービス費	10,468	12,140	(2) 固定資産圧縮損	65,006	21,500
その他の費用	191,227	183,649	(3) 減損損失	2,256	2,947
(うち貸倒引当金戻入益)	(—)	(△ 2,084)	(4) 過年度資産除去債務償却費用	21,795	—
購買事業総利益	579,495	573,561	(5) その他の特別損失	3,066	—
(7) 販売事業収益	178,016	189,459	税引前当期利益	340,656	309,488
販売手数料	153,215	158,877	7. 法人税、住民税及び事業税	103,024	82,990
その他の収益	24,801	30,582	8. 法人税等調整額	31,943	3,379
(8) 販売事業費用	43,532	43,828	法人税等合計	134,967	86,369
その他の費用	43,532	43,828	当期剰余金	205,688	223,118
(うち貸倒引当金繰入額)	(896)	(19)	当期首繰越剰余金	122,624	104,590
販売事業総利益	134,484	145,631	土地再評価差額金取崩額	4,988	1,268
(9) 農業倉庫事業収益	48,557	52,164	当期末処分剰余金	333,301	328,977
(10) 農業倉庫事業費用	30,744	30,841			
農業倉庫事業総利益	17,812	21,322			

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位: 千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	23 年 度	24 年 度		23 年 度	24 年 度
1. 事業活動によるキャッシュ・フロー			(その他の資産及び負債の増減)		
税引前当期利益	340,656	309,488	その他の資産の純増減	18,259	△ 51,914
減価償却費	206,242	186,121	その他の負債の純増減	20,010	3,649
減損損失	2,257	2,947	信用事業資金運用による収入	1,586,389	1,476,935
貸倒引当金の増加額	△ 59,069	△ 16,714	信用事業資金調達による支出	△ 220,068	△ 199,774
賞与引当金の増加額	5,975	△ 449	共済貸付金利息による収入	859	633
退職給付引当金の増加額	△ 44,302	△ 8,257	共済借入金利息による支出	△ 859	△ 633
その他引当金等の増加額	4,707	5,552	事業の利用分量に対する配当金の支払額	△ 48,472	△ 28,637
信用事業資金運用収益	△ 1,564,044	△ 1,459,832	小 計	229,332	△ 1,954,606
信用事業資金調達費用	161,133	124,372	雑利息及び出資配当金の受取額	31,531	39,223
共済貸付金利息	△ 733	△ 629	法人税等の支払額	△ 132,025	△ 104,990
共済借入金利息	733	629			
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 31,531	△ 39,223	事業活動によるキャッシュ・フロー	128,838	△ 2,020,373
有価証券関係損益	△ 21,092	12,739	2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産売却損益	6,577	476	有価証券の取得による支出	△ 3,523,749	△ 2,885,771
(信用事業活動による資産及び負債の増減)			有価証券の売却による収入	4,451,158	2,063,165
貸出金の純増減	1,569,421	361,996	有価証券の償還による収入	—	1,898,579
預金の純増減	△ 3,300,000	△ 6,700,000	補助金等の受入による収入	65,006	21,500
貯金の純増減	1,870,613	3,640,038	固定資産の取得による支出	△ 218,799	△ 91,351
信用事業借入金の純増減	△ 14,891	△ 14,879	固定資産の売却による収入	△ 44,472	△ 18,666
その他の信用事業資産の純増減	29,098	19,614	外部出資による支出	—	△ 1,055,480
その他の信用事業負債の純増減	△ 36,229	352,792	外部出資の売却等による収入	—	6,000
(共済事業活動による資産及び負債の増減)					
共済貸付金の純増減	7,571	△ 1,654	投資活動によるキャッシュ・フロー	729,143	△ 62,024
共済借入金の純増減	△ 7,571	1,654	3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
共済資金の純増減	△ 65,416	71,485	出資の増額による収入	110,380	116,094
未経過共済付加収入の純増減	△ 21,607	△ 11,425	出資の払戻しによる支出	△ 77,254	△ 83,991
(経済事業活動による資産及び負債の増減)			持分の譲渡による収入	3,683	3,766
受取手形及び経済事業未収金の純増減	2,479	28,562	持分の取得による支出	△ 3,766	△ 5,547
経済受託債権の純増減	410,560	444,354	出資配当金の支払額	△ 49,685	△ 50,073
棚卸資産の純増減	73,442	△ 52,401			
支払手形及び経済事業未払金の純増減	13,040	25,496	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 16,642	△ 19,751
経済受託債務の純増減	△ 664,806	△ 437,718	4. 現金及び現金同等物の増加額(減少額)	841,339	△ 2,102,148
			5. 現金及び現金同等物の期首残高	6,730,632	7,571,972
			6. 現金及び現金同等物の期末残高	7,571,972	5,469,823

4 注 記 表

(平成23年度)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）

有価証券の評価基準及び評価方法は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（平成11年1月22日企業会計審議会）に基づき、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。

- (1) 満期保有目的の債券 : 当組合では、期末において満期保有目的の有価証券を保有していませんが、満期保有目的の債券については、以下によると定めています。

・償却原価法（定額法）

- (2) 子会社株式等 : 移動平均法による原価法

- (3) その他有価証券

- ① 時価のあるもの : 期末日の市場価額等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ② 時価のないもの : 移動平均法による原価法

* なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については、償却原価法による取得価額の修正を行っています。

② 棚卸資産

○購買品

農機具・自動車・・・・・・個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

上記以外の購買品・・・・・・売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

○その他の棚卸資産

製品・仕掛品・原材料・・・・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

(会計方針の変更)

従来、購買品（農機具、自動車以外の購買品）については、最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用していましたが、当事業年度より売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）に変更しています。

売価還元法は取扱品種の極めて多い棚卸資産に適した評価方法であり、また、棚卸資産の売価動向を反映しており、より適正な期間損益計算を行なうために変更したものです。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しています。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、債権額から当該キャッシュ・フローと担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

上記以外の債権については、貸倒実績率で算定した金額と税法繰入限度額のいずれか多い金額を計上しています。この基準に基づき、当事業年度は租税特別措置法第57条の10により算定した金額に基づき計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

② 賞与引当金

賞与引当金は、職員賞与の支給に備えるため、次期支給の賞与見積額のうち当事業年度に属する期間対応分を計上しています。

なお、賞与引当金に対応する社会保険料負担額を未払費用として人件費に計上しております。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

なお、当組合は職員数300人未満の小規模企業等に該当するため、「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号平成11年9月14日)により簡便法を採用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退任慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(4) リース取引の処理方法

① 借手

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、会計基準適用初年度（平成20年4月1日以後開始する事業年度）開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

今期取引を開始したものについては、売買処理により行っているものではありません。

② 貸手

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、前期末会計基準適用初年度開始以前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

会計基準適用初年度以降に取引を開始したものについては、売買処理（リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法）により行っています。

(5) 消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(6) 決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(7) 会計方針の変更

当事業年度から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しています。

これにより、事業利益は1,019千円、経常利益は1,019千円、税引前当期利益は22,815千円それぞれ減少しています。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合の圧縮記帳額

土地収用法を受けて、また国庫補助金の受領により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は3,805,716千円（うち当期圧縮記帳額65,006千円）であり、その内訳は、次のとおりです。

建 物	1,964,414千円	（うち当期圧縮記帳額 43,771千円）
機 械 及 び 装 置	1,734,586千円	（うち当期圧縮記帳額 2,700千円）
その他の償却資産	49,254千円	（うち当期圧縮記帳額 18,535千円）
土 地	57,460千円	（うち当期圧縮記帳額はありません）

(2) リース契約により使用する重要な固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、県業務端末機28セット、J A S T E M端末機（信用窓口端末機）35セット、A T M（現金自動取引機）23台及び車両158台（会計基準適用初年度（平成20年4月1日以後開始する事業年度）開始前契約締結のもの）については、リース契約により使用しています。

(3) 担保に供されている資産

預金 5,000,000千円は、為替取引の担保に供しています。

(4) 子会社等に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額

金銭債権	41,042千円
金銭債務	185,577千円

(5) 役員に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額

金銭債権	95,495千円
金銭債務	— 千円

(6) 信用事業を行うJ Aに要求される注記

① 貸出金のうち、リスク管理債権等

貸出金のうち、破綻先債権額は 7,200千円、延滞債権額は 216,051千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 19,130千円です。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 41,293千円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 283,675千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

② 土地再評価の方法、差額等

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っており、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- ・ 再評価を行った年月日：平成13年2月28日
- ・ 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令第2条第3号及び第4号に定める「当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算定する方法」又は「当該事業用土地について地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額（路線価）に合理的な調整を行って算定する方法」

- ・ 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額1,707,999千円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引総額

① 子会社等との取引による収益総額	39,067千円
うち事業取引高	29,316千円
うち事業取引以外の取引高	9,751千円
② 子会社等との取引による費用総額	168,831千円
うち事業取引高	127,310千円
うち事業取引以外の取引高	41,520千円

(2) 固定資産減損損失等

当事業年度において、以下の固定資産および固定資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類	そ の 他
高岡市荒見崎	遊休	土地	旧荒見崎出張所跡地
高岡市戸出町3丁目	遊休	土地	旧本町支店跡地
高岡市伏木一宮	遊休	土地	伏木一宮倉庫
高岡市戸出西部金屋	遊休	土地	旧戸出町農協金屋事業所

当組合は、一般資産については管理会計の単位としている支店・事業所を基本にグルーピングし、賃貸資産については施設単位でグルーピングしております。また、本店、農業関連施設、農機センターについては、独立したキャッシュ・フローは生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、J A全体の共用資産としております。

旧荒見崎出張所、旧本町支店、伏木一宮倉庫、旧戸出町農協金屋事業所については、合併及び支店の統廃合に伴って賃貸への用途変更および更地としましたが、賃貸収入が低水準であることおよび土地価格が下落したことから帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失（2,256千円）として特別損失に計上しました。

その内訳は、旧荒見崎出張所土地172千円、旧本町支店土地1,097千円、伏木一宮倉庫土地732千円、旧戸出町農協金屋事業所土地254千円です。

なお、土地の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、旧本町支店、伏木一宮倉庫の時価は相続税路線価、旧荒見崎出張所、旧戸出町農協金屋事業所の時価は固定資産税評価額により算定しています。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫に預けているほか、国債や地方債などの債券、株式等の有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

i) 信用リスクの管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況等の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ii) 市場リスクの管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当組合では、これらのリスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMへの取組みを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会等を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会及びALM委員会等で決定した運用方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が32,811千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

iii) 資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	120,392,858	120,168,933	△ 223,925
有価証券			
其他有価証券	9,638,354	9,638,354	—
貸出金	29,452,141		
貸倒引当金	△ 188,418		
貸倒引当金控除後	29,263,722	30,283,291	1,019,568
資 産 計	159,294,936	160,090,580	795,643
貯金	160,171,846	159,927,981	△ 243,864
負 債 計	160,171,846	159,927,981	△ 243,864

※貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している従業員貸付金24,586千円を含めています。

※貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

i) 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ii) 有価証券

株式は、取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

iii) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

i) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額としています。

③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	6,408,593

※外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	120,392,858	—	—	—	—	—
有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	1,800,000	2,100,000	803,000	1,000,000	2,600,000	1,100,000
貸出金	5,500,030	2,113,741	2,035,704	2,008,520	1,313,297	16,441,389
合 計	127,692,889	4,213,741	2,838,704	3,008,520	3,913,297	17,541,389

※貸出金のうち、当座貸越656,349千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金については「5年超」に含めています。

※貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等14,872千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	130,277,596	13,894,291	13,951,053	972,771	1,076,133	—
合 計	130,277,596	13,894,291	13,951,053	972,771	1,076,133	—

※要求払貯金については「1年以内」に含めています。

5. 有価証券に関する注記

有価証券の時価、評価差額に関する事項は次の通りです。

- (1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの
期末において満期保有目的の有価証券は保有していません。
- (2) その他有価証券で時価のあるもの
その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類		取得原価又は 償 却 原 価	貸 借 対 照 表 計 上 額	評 価 差 額
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えるもの	株 式	93,809	94,130	320
	債 券	9,404,739	9,535,179	130,440
	国 債	1,604,661	1,649,166	44,504
	金融債	6,400,000	6,462,153	62,153
	社 債	1,400,077	1,423,860	23,782
	小 計	9,498,548	9,629,309	130,760
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えないもの	株式	10,790	9,045	△ 1,745
	小 計	10,790	9,045	△ 1,745
合 計		9,509,338	9,638,354	129,015

上記の評価差額から繰延税金負債 39,994千円を差し引いた額 89,021千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

- (3) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券
当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
- (4) 当事業年度中に売却したその他有価証券
当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	売 却 額	売 却 益	売 却 損
株 式	4,488	—	28,518
債 券	1,842,873	50,596	846
国 債	1,028,030	34,896	—
金 融 債	610,142	10,988	846
社 債	204,701	4,711	—
合 計	1,847,361	50,596	29,364

- (5) 当事業年度中において減損処理を行った有価証券
当事業年度中において、24,695千円（うち上場株式24,695千円）減損処理を行っています。
市場価格又は合理的に算定された価額のある有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、当該差額を減損処理しています。

6. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する注記

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程等に基づき、退職一時金制度に加えて、全国農林漁業団体共済会との契約による退職給付制度を採用しています。

なお、退職給付に係る会計基準に基づく、当事業年度における退職給付債務の内容等は次のとおりです。

① 退職給付債務及びその内訳

ア. 退職給付債務の額	1,839,703千円
イ. 年金資産の額	741,900千円
（うち農協職員退職給付金制度	741,900千円）
ウ. 退職給付引当金の額（アーイ）	1,097,802千円

② 退職給付費用の内訳

ア. 退職給付費用の額	78,426千円
-------------	----------

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金25,757千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された平成23年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は414,660千円となっています。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金損金算入限度超過額	303,338千円
貸倒引当金損金算入限度超過額	27,263千円
賞与引当金損金算入限度超過額	28,455千円
J Aバンク支援積立金損金否認	20,712千円
有価証券減損損失否認	7,997千円
資産除去債務	6,297千円
その他	21,906千円
繰延税金資産小計	415,970千円
評価性引当額	△ 76,780千円
繰延税金資産合計（A）	339,189千円
繰延税金負債	
有価証券評価に係る繰延税金負債	39,994千円
その他	— 千円
繰延税金負債合計（B）	39,994千円
繰延税金資産の純額（A）－（B）	299,194千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の内訳

法定実効税率	31.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.4%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 1.2%
住民税均等割等	0.6%
特別配当	△ 2.6%
評価性引当額の増減	△ 1.3%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	9.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.6%

(3) 法人税等の税率の変更に伴う繰延税金資産及び繰延税金負債の修正内容及び修正金額

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が、平成23年12月2日に公布されました。平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率が引き下げられ、また、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間(指定期間)に開始する事業年度については、復興特別法人税が課されることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の31.0%から、指定期間内に開始する事業年度については29.3%、平成27年4月1日以後に開始する事業年度については27.6%に変更されました。その結果、繰延税金資産が33,263千円、再評価に係る繰延税金負債が87,429千円それぞれ減少し、法人税等調整額が33,263千円、土地再評価差額金が87,429千円それぞれ増加しています。

8. その他の注記

(1) 劣後特約付貸出金

貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金2,427,000千円が含まれています。

9. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

(1) 現金及び現金同等物の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金となっています。

(平成24年度)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）

有価証券の評価基準及び評価方法は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（平成11年1月22日企業会計審議会）に基づき、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。

- (1) 満期保有目的の債券 : 当組合では、期末において満期保有目的の有価証券を保有していませんが、満期保有目的の債券については、以下によると定めています。

・償却原価法（定額法）

- (2) 子会社株式 : 移動平均法による原価法

(3) その他有価証券

- ① 時価のあるもの : 期末日の市場価額等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ② 時価のないもの : 移動平均法による原価法

② 棚卸資産

○購買品

農機具・自動車・・・・・・個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

上記以外の購買品・・・・・・売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

○その他の棚卸資産

製品・仕掛品・原材料・・・・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しています。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、債権額から当該キャッシュ・フローと担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

上記以外の債権については、貸倒実績率で算定した金額と税法繰入限度額のいずれか多い金額を計上しています。

この基準に基づき、当事業年度は租税特別措置法第57条の10により算定した金額に基づき計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

なお、当組合は職員数300人未満の小規模企業等に該当するため、「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号平成11年9月14日）により簡便法を採用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(4) リース取引の処理方法

① 借手

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、会計基準適用初年度（平成20年4月1日以後開始する事業年度）開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

会計基準適用初年度以降に取引を開始したものについては、個々のリース資産に重要性が乏しいと認められる場合は通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② 貸手

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

会計基準適用初年度以降に取引を開始したものについては、売買処理（リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法）により行っています。

(5) 消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(6) 決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(7) 会計方針の変更に関する注記

① 減価償却方法の変更

法人税法の改正に伴い、当事業年度より平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(8) 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しています。

なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当事業年度の「貸倒引当金戻入益」は事業費用又は事業外費用から控除しており、「償却債権取立益」は事業外収益に計上しています。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合の圧縮記帳額

土地収用法を受けて、また国庫補助金の受入れにより有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は3,827,216千円（うち当期圧縮記帳額21,500千円）であり、その内訳は、次のとおりです。

建	物	1,964,414千円（うち当期圧縮記帳額はありません）
機	械 及 び 装 置	1,756,086千円（うち当期圧縮記帳額 21,500千円）
そ	他の償却資産	49,254千円（うち当期圧縮記帳額はありません）
土	地	57,460千円（うち当期圧縮記帳額はありません）

(2) リース契約により使用する重要な固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、県業務端末機28セット、J A S T E M端末機（信用窓口端末機）35セット、A T M（現金自動取引機）23台及び車両165台についてはリース契約により使用しています。

(3) 担保に供されている資産

預金 5,000,000千円は、為替取引の担保に供しています。

(4) 子会社等に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額

金銭債権	—	千円
金銭債務	59,382	千円

(5) 役員に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額

金銭債権	91,368	千円
金銭債務	—	千円

(6) 信用事業を行う J A に要求される注記

① 貸出金のうち、リスク管理債権等の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額は3,689千円、延滞債権額は220,664千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は41,770千円です。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は379千円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は266,503千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

② 土地再評価の方法、差額等

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っており、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- ・ 再評価を行った年月日：平成13年2月28日
- ・ 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令第2条第3号及び第4号に定める「当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算定する方法」又は「当該事業用土地について地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額（路線価）に合理的な調整を行って算定する方法」

- ・ 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額1,780,810千円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引総額

① 子会社等との取引による収益総額	38,357千円
うち事業取引高	29,704千円
うち事業取引以外の取引高	8,653千円
② 子会社等との取引による費用総額	135,999千円
うち事業取引高	135,339千円
うち事業取引以外の取引高	660千円

(2) 固定資産減損損失等

当事業年度において、以下の固定資産および固定資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類	そ の 他
高岡市荒見崎	遊休	土地	旧荒見崎出張所
高岡市戸出町3丁目	遊休	土地	旧本町支店
高岡市伏木一宮	遊休	土地	伏木一宮倉庫
高岡市国吉	遊休	土地	国吉倉庫裏

当組合は、一般資産については管理会計の単位としている支店・事業所を基本にグルーピングし、賃貸資産については施設単位でグルーピングしております。また、本店、農業関連施設、農機センターについては、独立したキャッシュ・フローは生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、J A 全体の共用資産と認識しております。

旧荒見崎出張所、旧本町支店、伏木一宮倉庫については、合併及び支店の統廃合に伴って賃貸への用途変更および更地としましたが、賃貸収入が低水準であることおよび土地価格が下落したことから帳簿価額を回収可能額まで減額しています。また、国吉倉庫裏については、将来の使用が見込まれない遊休資産として新たにグルーピングしたことから帳簿価額を回収可能額まで減額しています。その結果、当期減少額を減損損失（2,947千円）として特別損失に計上しました。

その内訳は、旧荒見崎出張所土地287千円、旧本町支店土地1,097千円、伏木一宮倉庫土地366千円、国吉倉庫裏土地1,195千円です。

なお、土地の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、旧本町支店、伏木一宮倉庫の時価は相続税路線価、旧荒見崎出張所、国吉倉庫裏の時価は固定資産税評価額により算定しています。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫に預けているほか、国債や金融債などの債券、株式等の有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

i) 信用リスクの管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況等の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳

格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ii) 市場リスクの管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当組合では、これらのリスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMへの取り組みを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会等を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会及びALM委員会等で決定した運用方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が20,946千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

iii) 資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	124,931,719	124,740,367	△ 191,351
有価証券			
其他有価証券	8,532,578	8,532,578	—
貸出金	29,086,088		
貸倒引当金	△ 174,888		
貸倒引当金控除後	28,911,199	29,962,358	1,051,158
資 産 計	162,375,497	163,235,304	859,807
貯金	163,811,883	163,628,531	△ 183,352
負 債 計	163,811,883	163,628,531	△ 183,352

※貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している従業員貸付金20,529千円を含めています。

※貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

i) 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ii) 有価証券

株式は、取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

iii) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

i) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額としています。

③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	7,458,073

※外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	124,931,719	—	—	—	—	—
有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	2,100,000	803,000	1,000,000	2,000,000	1,700,000	800,000
貸出金	4,182,785	1,922,453	1,720,035	1,579,430	1,488,409	18,144,617
合 計	131,214,504	2,725,453	2,720,035	3,579,430	3,188,409	18,944,617

※貸出金のうち、当座貸越598,808千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金については「5年超」に含めています。

※貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等27,826千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	127,748,026	15,087,551	18,041,753	1,252,416	1,655,843	26,293
合 計	127,748,026	15,087,551	18,041,753	1,252,416	1,655,843	26,293

※要求払貯金については「1年以内」に含めています。

5. 有価証券に関する注記

有価証券の時価、評価差額に関する事項は次の通りです。

- (1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの
期末において満期保有目的の有価証券は保有していません。
- (2) その他有価証券で時価のあるもの
その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類		取得原価又は 償 却 原 価	貸 借 対 照 表 計 上 額	評 価 差 額
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えるもの	株 式	13,099	19,060	5,960
	債 券	8,403,315	8,513,518	110,203
	国 債	803,327	838,621	35,293
	金融債	6,200,000	6,256,169	56,169
	社 債	1,399,987	1,418,728	18,740
合 計		8,416,415	8,532,578	116,163

上記の差額から繰延税金負債32,061千円を差し引いた額84,102千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

- (3) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券
当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
- (4) 当事業年度中に売却したその他有価証券
当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	売 却 額	売 却 益	売 却 損
株 式	57,238	303	34,564
債 券	2,022,877	21,528	—
国 債	618,527	17,178	—
金 融 債	1,404,350	4,350	—
合 計	2,080,115	21,831	34,564

6. 退職給付に関する注記

- (1) 退職給付に関する注記
職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程等に基づき、退職一時金制度に加えて、全国農林漁業団体共済会との契約による退職給付制度を採用しています。

なお、退職給付に係る会計基準に基づく、当事業年度における退職給付債務の内容等は次のとおりです。

- ① 退職給付債務及びその内訳

ア. 退職給付債務の額	1,887,931千円
イ. 年金資産の額	798,385千円
(うち農協職員退職給付金制度)	798,385千円)
ウ. 退職給付引当金の額 (アーイ)	1,089,545千円
- ② 退職給付費用の内訳

ア. 退職給付費用の額	80,869千円
-------------	----------

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金25,892千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された平成24年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は405,699千円となっています。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金損金算入限度超過額	303,696千円
貸倒引当金損金算入限度超過額	22,938千円
賞与引当金損金算入限度超過額	26,786千円
J Aバンク支援積立金損金否認	21,590千円
資産除去債務	7,215千円
その他	16,713千円
繰延税金資産小計	398,940千円
評価性引当額	△ 62,804千円
繰延税金資産合計（A）	336,135千円
繰延税金負債	
有価証券評価に係る繰延税金負債	32,061千円
資産除去債務（固定資産増加分）	809千円
繰延税金負債合計（B）	32,870千円
繰延税金資産の純額（A）－（B）	303,265千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の内訳

法定実効税率	31.0%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.6%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 1.7%
住民税均等割等	0.7%
事業分量配当	△ 2.7%
評価性引当額の増減	△ 3.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.9%

8. その他の注記

(1) 劣後特約付貸出金

貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金2,427,000千円が含まれています。

9. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

(1) 現金及び現金同等物の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金となっています。

5. 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	23年度	24年度
1. 当期末処分剰余金	333,301	328,977
(1)繰越剰余金	122,624	104,590
(2)当期剰余金	205,688	223,118
(3)土地再評価差額金取崩額	4,988	1,268
2. 剰余金処分額	228,710	202,252
(1)利益準備金	75,000	75,000
(2)任意積立金	75,000	50,000
(うちリスク管理目的積立金)	(75,000)	(50,000)
(3)出資配当金	50,073	50,745
(うち普通出資に対する配当金)	(50,073)	(50,745)
(4)事業分量配当金	28,637	26,507
3. 繰越剰余金	104,590	126,724

(注) 1. 出資配当の割合は次のとおりです。

平成23年度 2.0%

平成24年度 2.0%

2. 事業分量配当金の基準は次のとおりです。

平成23年度 ①定期貯金平均残高に対し、0.015%

②長期共済保有高（保障）1万円に対し、0.2円

③当年産米売渡数量1俵（60kg）に対し、20円（消費税抜き）

④販売品受入高（米以外）1千円に対し、6円（消費税抜き）

平成24年度 ①定期貯金平均残高に対し、0.015%

②長期共済新契約高（保障）1万円に対し、2円

③当年産米売渡数量1俵（60kg）に対し、20円（消費税抜き）

④販売品受入高（米以外）1千円に対し、6円（消費税抜き）

3. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準等は次のとおりです。

積立金の種類	積立目的	積立目標額	積立・取崩基準
補助施設再取得 目的積立金	補助金の交付を受けて取得した償却資産の再取得のために必要な資金の準備	交付を受けた補助金の80%相当額	更新等により除却する積立対象資産の積立相当額
リスク管理 目的積立金	有価証券運用のリスク負担、貸出金等不良債権の償却・引当と固定資産の減損や除去債務会計および新たな会計制度の変更に備え、自己資本比率の維持向上と経営の健全性の確保	有価証券、貸出金、経済等事業未収金、有形固定資産（償却累計額控除後）等の期末帳簿価額の30/1000	有価証券売却損、有価証券償還損、有価証券評価損、買入金銭債権損、自己査定による貸出金等の償却・引当、固定資産減損の発生、固定資産除去債務の引当、新たな会計制度変更に伴う損失の発生した場合の当該相当額

4. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

平成23年度 20,000千円

平成24年度 20,000千円

6. 部門別損益計算書
(23年度)

(単位：千円)

区 分		合 計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	①	7,249,063	1,684,747	824,409	2,029,382	2,704,317	6,207	
事業費用	②	4,221,995	402,237	23,133	1,599,021	2,149,759	47,843	
事業総利益 (① - ②)	③	3,027,068	1,282,509	801,275	430,361	554,557	△ 41,635	
事業管理費	④	2,738,504	943,502	506,943	502,861	603,962	181,234	
(うち減価償却費)	⑤	(199,924)	(22,808)	(10,249)	(115,187)	(45,611)	(6,068)	
(うち人件費)	⑥	(1,983,284)	(673,834)	(415,725)	(298,277)	(440,617)	(154,829)	
うち共通管理費	⑦		175,141	103,670	76,548	101,276	24,029	△ 480,667
(うち減価償却費)	⑧		(15,446)	(9,143)	(6,751)	(8,932)	(2,119)	(△ 42,392)
(うち人件費)	⑨		(54,379)	(32,188)	(23,767)	(31,445)	(7,460)	(△ 149,241)
事業利益 (③ - ④)	⑩	288,563	339,007	294,332	△ 72,500	△ 49,405	△ 222,870	
事業外収益	⑪	78,984	43,082	11,130	9,370	12,822	2,579	
うち共通分	⑫		18,803	11,130	8,218	10,873	2,579	△ 51,605
事業外費用	⑬	12,358	4,502	2,665	1,968	2,603	617	
うち共通分	⑭		4,502	2,665	1,968	2,603	617	△ 12,358
経常利益 (⑩ + ⑪ - ⑬)	⑮	355,190	377,586	302,796	△ 65,098	△ 39,186	△ 220,908	
特別利益	⑯	85,545	31,170	18,450	13,623	18,024	4,276	
うち共通分	⑰		31,170	18,450	13,623	18,024	4,276	△ 85,545
特別損失	⑱	100,079	36,466	21,585	15,938	21,086	5,003	
うち共通分	⑲		36,466	21,585	15,938	21,086	5,003	△ 100,079
税引前当期利益 (⑮ + ⑯ - ⑱)	⑳	340,656	372,290	299,662	△ 67,413	△ 42,248	△ 221,635	
営農指導事業分配賦額	㉑		△ 84,819	△ 50,139	△ 37,306	△ 49,369	221,635	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 (㉑ + ㉒)	㉒	340,656	287,471	249,522	△ 104,719	△ 91,618		

(注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

- (1) 共通管理費等
事業管理費 1/3、人件費 1/3、事業総利益 1/3 の割合です。
- (2) 営農指導事業
事業管理費 1/3、人件費 1/3、事業総利益 1/3 の割合です。

2. 配賦割合 (1 の配賦基準で算出した配賦の割合) は、次のとおりです。

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	36.44	21.57	15.92	21.07	5.00	100.00
営農指導事業	38.27	22.62	16.83	22.28		100.00

3. 部門別の資産

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業別の総資産	174,449,810	166,401,778	269,368	2,849,987	1,454,057	47,054	3,427,563
総資産(共通資産配賦後)	174,449,810	167,650,684	1,008,629	3,395,843	2,176,245	218,407	
(うち固定資産)	(5,005,149)	(1,055,131)	(630,427)	(1,597,030)	(1,532,444)	(190,116)	

※共通資産の他部門への配賦基準等

- (1) 事業管理費 1/3、人件費 1/3、事業総利益 1/3 の割合です。
- (2) 配賦割合 ((1) の配賦基準で算出した配賦の割合) は、次のとおりです。

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通資産	36.44	21.57	15.92	21.07	5.00	100.00

(24年度)

(単位：千円)

区 分		合 計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	①	7,168,163	1,560,177	810,211	2,072,170	2,715,223	10,380	
事業費用	②	4,188,561	315,045	27,643	1,623,103	2,173,068	49,699	
事業総利益 (① - ②)	③	2,979,602	1,245,131	782,568	449,066	542,155	△ 39,318	
事業管理費	④	2,743,910	952,485	514,690	508,734	589,799	178,200	
(うち減価償却費)	⑤	(181,316)	(20,076)	(9,233)	(106,729)	(39,902)	(5,374)	
(うち人件費)	⑥	(1,990,726)	(679,693)	(420,379)	(307,335)	(430,980)	(152,337)	
うち共通管理費	⑦		204,643	121,576	92,251	116,317	27,908	△ 562,697
(うち減価償却費)	⑧		(14,119)	(8,388)	(6,365)	(8,025)	(1,925)	(△ 38,824)
(うち人件費)	⑨		(80,449)	(47,794)	(36,266)	(45,727)	(10,971)	(△ 221,208)
事業利益 (③ - ④)	⑩	235,692	292,646	267,877	△ 59,668	△ 47,644	△ 217,519	
事業外収益	⑪	89,401	42,529	16,479	11,703	16,199	2,488	
うち共通分	⑫		18,250	10,842	8,227	10,373	2,488	△ 50,182
事業外費用	⑬	12,181	4,430	2,631	1,997	2,518	604	
うち共通分	⑭		4,430	2,631	1,997	2,518	604	△ 12,181
経常利益 (⑩ + ⑪ - ⑬)	⑮	312,911	330,745	281,725	△ 49,961	△ 33,962	△ 215,634	
特別利益	⑯	21,500	7,819	4,645	3,524	4,444	1,066	
うち共通分	⑰		7,819	4,645	3,524	4,444	1,066	△ 21,500
特別損失	⑱	24,923	9,064	5,385	4,086	5,152	1,236	
うち共通分	⑲		9,064	5,385	4,086	5,152	1,236	△ 24,923
税引前当期利益 (⑮ + ⑯ - ⑱)	⑳	309,488	329,500	280,985	△ 50,522	△ 34,670	△ 215,804	
営農指導事業分配賦額	㉑		△ 82,424	△ 48,901	△ 37,353	△ 47,125	215,804	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 (⑳ + ㉑)	㉒	309,488	247,075	232,083	△ 87,875	△ 81,795		

(注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

(1) 共通管理費等

事業管理費 1/3、人件費 1/3、事業総利益 1/3 の割合です。

(2) 営農指導事業

事業管理費 1/3、人件費 1/3、事業総利益 1/3 の割合です。

2. 配賦割合 (1 の配賦基準で算出した配賦の割合) は、次のとおりです。

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	36.37	21.61	16.39	20.67	4.96	100.00
営農指導事業	38.19	22.66	17.31	21.84		100.00

3. 部門別の資産

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業別の総資産	178,149,627	169,510,463	1,275,173	2,400,292	1,415,298	44,414	3,503,984
総資産(共通資産配賦後)	178,149,627	170,784,800	2,032,247	2,974,752	2,139,623	218,203	
(うち固定資産)	(4,904,121)	(1,043,834)	(626,541)	(1,554,403)	(1,493,943)	(185,398)	

※共通資産の他部門への配賦基準等

(1) 事業管理費 1/3、人件費 1/3、事業総利益 1/3 の割合です。

(2) 配賦割合 ((1) の配賦基準で算出した配賦の割合) は、次のとおりです。

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通資産	36.37	21.61	16.39	20.67	4.96	100.00

7. 財務諸表の正確性等にかかる確認書

確 認 書

- 1 私は、当 J A の平成24年 3 月 1 日から平成25年 2 月28日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成25年 5 月20日

高岡市農業協同組合

代表理事組合長

萩原 清



Ⅱ 損益の状況

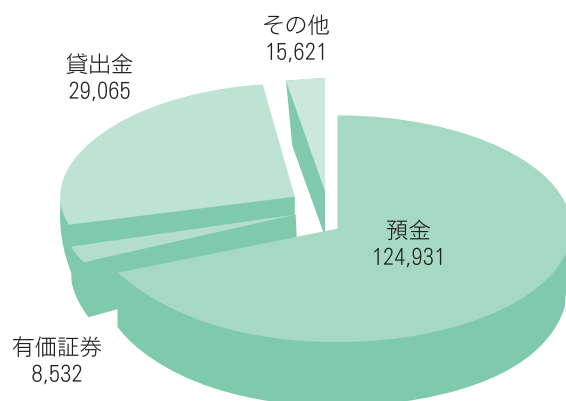
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

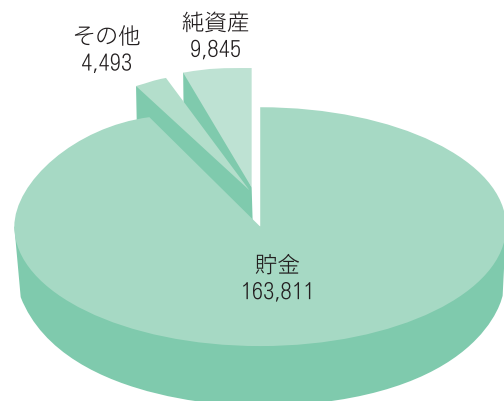
項 目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
経 常 収 益	7,666	7,380	7,194	7,249	7,168
信 用 事 業 収 益	2,008	2,034	1,792	1,684	1,560
共 済 事 業 収 益	856	845	817	824	810
農 業 関 連 事 業 収 益	2,017	2,036	2,015	2,029	2,072
生 活 そ の 他 事 業 収 益	2,784	2,437	2,560	2,704	2,715
経 常 利 益	420	460	438	355	312
当 期 剰 余 金	593	293	305	205	223
出 資 金	2,489	2,488	2,496	2,529	2,561
(出 資 口 数)	2,489,618	2,488,607	2,496,138	2,529,264	2,561,367
純 資 産 額	9,014	9,330	9,482	9,675	9,845
総 資 産 額	167,875	170,605	173,275	174,449	178,149
貯 金 等 残 高	154,042	156,835	158,301	160,171	163,811
貸 出 金 残 高	27,120	31,849	30,996	29,427	29,065
有 価 証 券 残 高	13,333	12,228	10,495	9,638	8,532
剰 余 金 配 当 金 額	49	99	98	78	77
出 資 配 当 額	49	49	49	50	50
事 業 利 用 分 量 配 当 額	—	50	48	28	26
職 員 数	409	415	414	413	409
単 体 自 己 資 本 比 率	16.28	16.24	16.41	16.82	16.66

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
3. 信託業務の取り扱いはありません。
4. 職員数は常備人を含んでいます。
5. 自己資本比率算出基準が改正されており、19年度から新基準により算出しています。

運用状況 運用合計 178,149 (単位：百万円)



調達状況 調達合計 178,149 (単位：百万円)



2. 利益総括表

(単位：百万円、%)

項 目	23年度	24年度	増 減
資 金 運 用 収 支	1,402	1,335	△ 67
役 務 取 引 等 収 支	39	37	△ 2
そ の 他 信 用 事 業 収 支	△ 159	△ 127	32
信 用 事 業 粗 利 益	1,282	1,245	△ 37
(信 用 事 業 粗 利 益 率)	0.810	0.774	△ 0.036
事 業 粗 利 益	3,027	2,979	△ 48
(事 業 粗 利 益 率)	1.749	1.690	△ 0.058

- (注) 1. 資金運用収支＝資金運用収益－資金調達費用
2. 役務取引等収支＝役務取引等収益－役務取引等費用
3. その他信用事業収支＝（その他事業収益＋その他経常収益）－（その他事業直接費用＋その他経常費用）
4. 信用事業粗利益率＝信用事業総利益／信用事業資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
5. 事業粗利益率＝事業総利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	23年度			24年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	157,513	1,548	0.983	160,115	1,445	0.903
う ち 預 金	118,570	874	0.737	123,562	841	0.681
う ち 有 価 証 券	9,632	118	1.226	8,335	86	1.037
う ち 貸 出 金	29,309	556	1.899	28,217	517	1.833
資 金 調 達 勘 定	158,606	159	0.101	162,115	121	0.075
う ち 貯 金 ・ 定 期 積 金	158,529	157	0.100	162,052	119	0.074
う ち 借 入 金	77	1	2.519	62	1	2.496
総 資 金 利 ざ や	—		0.398	—		0.367

- (注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回り＋経費率）
2. 経費率＝信用部門の事業管理費／資金調達勘定（貯金・定期積金＋借入金）平均残高
3. 資金運用勘定の利息欄の預金には、農林中金からの事業分量配当金等が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	23年度増減額	24年度増減額
受 取 利 息	△ 154	△ 103
う ち 預 金	△ 86	△ 32
う ち 有 価 証 券	△ 26	△ 31
う ち 貸 出 金	△ 41	△ 39
支 払 利 息	△ 90	△ 38
う ち 貯 金 ・ 定 期 積 金	△ 89	△ 38
う ち 譲 渡 性 貯 金	—	—
う ち 借 入 金	0	0
差 し 引 き	△ 64	△ 64

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
2. 受取利息の預金には、農林中金からの事業分量配当金等が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	23年度		24年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
流動性貯金	38,237	24.1	39,853	24.6	1,616
定期性貯金	120,074	75.8	121,984	75.3	1,910
その他の貯金	217	0.1	214	0.1	△ 3
計	158,529	100.0	162,052	100.0	3,523
譲渡性貯金	—	—	—	—	—
合 計	158,529	100.0	162,052	100.0	3,523

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

② 定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類	23年度		24年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
定期貯金	113,199	100.0	115,333	100.0	2,132
うち固定金利定期	113,109	99.9	115,250	99.9	2,140
うち変動金利定期	89	0.1	82	0.1	△ 7

(注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	23年度	24年度	増減
手形貸付	176	157	△ 18
証書貸付	28,436	27,433	△ 1,003
当座貸越	696	626	△ 70
割引手形	—	—	—
合 計	29,309	28,217	1,092

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	23年度		24年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
固定金利貸出	20,467	69.6	20,753	71.4	285
変動金利貸出	8,302	28.2	7,713	26.5	△ 589
その他	657	2.2	599	2.1	△ 57
合 計	29,427	100.0	29,065	100.0	△ 361

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	23年度	24年度	増減
貯金・定期積金等	929	849	△ 80
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	2,093	1,809	△ 284
その他担保物	1	1,053	1,051
小計	3,024	3,711	686
農業信用基金協会保証	11,802	12,191	388
その他保証	64	56	△ 7
小計	11,866	12,247	380
信用	14,536	13,107	△ 1,429
合計	29,427	29,065	△ 361

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	23年度		24年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
設備資金	26,227	89.1	25,956	89.3	△ 270
運転資金	3,200	10.9	3,109	10.7	△ 91
合計	29,427	100.0	29,065	100.0	△ 361

⑥ 貸出金の業種別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	23年度		24年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
農業	606	2.1	1,537	5.3	930
林業	—	—	—	—	—
水産業	—	—	—	—	—
製造業	3	0.0	1,867	6.4	1,863
鉱業	—	—	46	0.2	46
建設・不動産業	6,346	21.6	1,588	5.4	△ 4,758
電気・ガス・熱供給水道業	—	—	49	0.2	49
運輸・通信業	—	—	472	1.6	472
金融・保険業	2,427	8.2	2,523	8.7	96
卸売・小売・サービス業・飲食業	326	1.1	2,484	8.5	2,157
地方公共団体	6,114	20.8	6,935	23.9	820
非営利法人	—	—	—	—	—
その他	13,603	46.2	11,564	39.8	△ 2,038
合計	29,427	100.0	29,065	100.0	△ 361

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

(1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	23年度	24年度	増 減
農 業	609	564	△ 45
穀 作	276	232	△ 43
野 菜 ・ 園 芸	4	7	2
果 樹 ・ 樹 園 農 業	0	—	0
工 芸 作 物	—	—	—
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	1	0	0
養 鶏 ・ 養 卵	4	2	△ 2
養 蚕	—	—	—
そ の 他 農 業	321	320	△ 1
農 業 関 連 団 体 等	—	—	—
合 計	609	564	△ 45

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、「⑥貸出金の業種別残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

そのため、「(1) 営農類型別」と「⑥貸出金の業種別残高」の「農業」の残高は一致しません。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置付けられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

(2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	23年度	24年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	434	437	2
農 業 制 度 資 金	174	126	△ 48
農 業 近 代 化 資 金	102	70	△ 32
そ の 他 制 度 資 金	72	56	△ 15
合 計	609	564	△ 45

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接的または間接的に融資するものがあり、ここでは①及び③の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

⑧ リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

種 類	23年度	24年度	増減
破 綻 先 債 権 額	7	3	△ 3
延 滞 債 権 額	216	220	4
3 ヶ 月 以 上 延 滞 債 権 額	19	41	22
貸 出 条 件 緩 和 債 権 額	41	0	△ 40
合 計	283	266	△ 17

(注) 1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金をいいます。

3. 3 ヶ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3 ヶ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

⑨ 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

債 権 区 分	債権額	保 全 額			
		担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	99	22	31	45	99
危 険 債 権	125	45	47	31	124
要 管 理 債 権	42	11	—	0	11
小 計	267	79	79	76	236
正 常 債 権	28,895				
合 計	29,162				

(注) 上記債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。なお、当JAは同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。

① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

法的破綻等による経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

② 危険債権

経営破綻の状況にはないが、財政状況の悪化等により元本および利息の回収ができない可能性の高い債権

③ 要管理債権

3 ヶ月以上延滞貸出債権および貸出条件緩和貸出債権

④ 正常債権

上記以外の債権

⑩ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

○「リスク管理債権」「金融再生法に基づく開示債権」と「自己査定における債務者区分」との関係

(単位：百万円)

自己査定における債務者区分 (対象：総与信)		金融再生法債権区分における開示債権 (対象：信用事業における総与信)		リスク管理債権 (対象：貸出金)			
破綻先	4	破産更生債権及び これらに準ずる債権	99	破綻先債権		3	
実質破綻先	100			延滞債権		220	
破綻懸念先	126			危険債権		125	
要注意先	要管理先	66	要管理債権	42	3ヵ月以上延滞債権		41
	その他要注意先	440			貸出条件緩和債権		0
	正常先	22,591	正常債権	28,895			
	その他	6,968					

●破綻先

法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者

●実質破綻先

法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められる等実質的に経営破綻に陥っている債務者

●破綻懸念先

現状経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

●要管理先

要注意先の債務者のうち当該債務者の債券の全部または一部が次に掲げる要管理先債権である債務者

i 3ヵ月以上延滞債権

元金または利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸出債権

ii 貸出条件緩和債権

経済的困難に陥った債務者の再建または支援をはかり、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権

●その他の要注意先

要管理先以外の要注意先に属する債務者

●正常先

業況が良好、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

●その他

査定対象外となる国、地方公共団体、被管理金融機関等

●破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由より経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

●危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権

●要管理債権

三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権

●正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記以外のものに区分される債権

●破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第九十六条第一項第三号のイからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する自由が生じている貸出金

●延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金

●3ヵ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（破綻先債権及び延滞債権を除く）

●貸出条件緩和債権

債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権を除く）

⑪ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	23年度					24年度				
	期首残高	期 中 増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期 中 増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	107	103	—	107	103	103	102	—	103	102
個別貸倒引当金	153	98	44	109	98	98	83	1	97	83
合 計	260	201	44	216	201	201	185	1	200	185

(注) 期中減少額「目的使用」は貸出金償却、「その他」は洗替えによる取崩額です。

⑫ 貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	23年度	24年度
貸 出 金 償 却 額	—	—

(注) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。

(3) 内国為替取扱実績

(単位：件、百万円)

種 類		23年度		24年度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送 金 ・ 振 込 為 替	件 数	27,002	171,040	27,265	172,924
	金 額	41,695	59,099	46,883	61,788
代 金 取 立 為 替	件 数	9	3	14	10
	金 額	20	0	12	3
雑 為 替	件 数	6,833	3,250	6,243	2,968
	金 額	11,964	400	9,086	457
合 計	件 数	33,844	174,293	33,522	175,902
	金 額	53,680	59,501	55,982	62,248

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	23年度	24年度	増減
国 債	1,514	1,003	△ 511
地 方 債	170	—	△ 170
金 融 債	6,364	5,991	△ 372
社 債	1,445	1,286	△ 159
株 式	137	54	△ 83
合 計	9,632	8,335	△ 1,297

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1 年 以 下	1 年 超 3 年 以 下	3 年 超 5 年 以 下	5 年 超 7 年 以 下	7 年 超 10 年 以 下	10 年 超	期間の定めのないもの	合 計
23年度								
国 債	200	310	214	—	922	—	—	1,649
金 融 債	1,207	1,833	3,421	—	—	—	—	6,462
社 債	401	814	—	107	100	—	—	1,423
株 式	—	—	—	—	—	—	103	103
24年度								
国 債	200	105	212	—	319	—	—	838
金 融 債	1,308	1,518	3,429	—	—	—	—	6,256
社 債	604	202	107	303	101	100	—	1,418
株 式	—	—	—	—	—	—	19	19

(5) 有価証券等の時価情報等

① 有価証券の時価情報等

(単位：百万円)

保 有 区 分	23年度			24年度		
	取得価額	時価	評価損益	取得価額	時価	評価損益
満 期 保 有 目 的	—	—	—	—	—	—
そ の 他	9,509	9,638	129	8,416	8,532	116
合 計	9,509	9,638	129	8,416	8,532	116

- (注) 1. 時価は期末日における市場価格等によっております。
2. 取得価額は取得原価又は償却原価によっています。
3. 売買目的有価証券は保有しておりません。
4. 満期保有目的の債券については、取得価額を貸借対照表価額として計上しております。
5. その他有価証券については時価を貸借対照表価額としております。

② 金銭の信託の時価情報等

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

2. 共済事業

(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：百万円)

種 類		23年度		24年度	
		新契約高	保有契約高	新契約高	保有契約高
生命総合共済	終身共済	11,460	157,614	8,769	155,240
	定期生命共済	15	368	11	369
	養老生命共済	1,810	71,073	1,436	64,807
	うちこども共済	489	14,810	493	14,901
	医療共済	193	1,559	232	1,699
	がん共済	9	101	3	100
	定期医療共済	—	416	—	392
	年金共済	—	289	—	259
建物更生共済		25,628	263,126	27,043	259,548
合 計		39,116	494,549	37,494	482,418

(注) 1. 金額は、保障金額（がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む）、年金共済は付加された定期特約金額）を表示しています。

2. 合計の金額には年金共済の年金年額を除き、年金共済に付加された定期特約金額を含みます。

(2) 医療系共済の入院共済金額保有高

(単位：百万円)

種 類		23年度		24年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済		4	11	3	15
がん共済		0	1	0	1
定期医療共済		0	1	0	1
合 計		5	14	4	18

(注) 金額は、入院共済金額を表示しています。

(3) 年金共済の年金保有高

(単位：百万円)

種 類		23年度		24年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前		231	2,812	215	2,743
年金開始後		—	1,476	—	1,485
合 計		231	4,288	215	4,228

(注) 金額は、年金年額（利率変動型年金にあっては、最低保証年金額）を表示しています。

(4) 短期共済新契約高

(単位：百万円)

種 類		23年度		24年度	
		金額	掛金	金額	掛金
火災共済		52,565	47	53,895	51
自動車共済			453		496
傷害共済		51,159	6	52,720	6
定額定期生命共済		6	0	4	0
賠償責任共済			0		0
自賠責共済			38		38
合 計			546		592

(注) 1. 金額は、保障金額を表示しています。

2. 自動車共済、賠償責任共済、自賠責共済は掛金総額です。

3. 経済事業

(1) 買取購買品取扱実績

(単位：千円)

種	類	23年度	24年度
生産資材	肥料	404,455	410,154
	農薬	322,311	330,247
	飼料	7,845	12,949
	生産雑資材	166,958	196,190
	計	901,571	949,541
生活資材	米	214,574	255,743
	食料品	102,006	88,359
	酒・塩・タバコ	26,472	33,470
	衣料品・その他	6,973	7,846
	日用品	80,885	78,955
	家具・仏壇	40,059	35,519
	冠婚・葬祭	94,381	89,021
	住宅	68,776	113,784
	計	634,130	702,702
機械類	農業機械	461,366	434,736
	自動車	355,614	374,848
	計	816,981	809,584
油ガス類	石油類	1,086,475	1,014,268
	ガス類	230,727	227,898
	計	1,317,202	1,242,167
合	計	3,669,884	3,703,995

(2) 受託販売品取扱実績

(単位：千円)

種	類	23年度	24年度
農産物	米	2,576,547	2,774,568
	麦	27,096	42,265
	豆類・雑穀	45,622	70,461
	野菜	566,471	517,338
	果実	184	182
	花卉・花木	48,368	45,428
	その他	1,271	1,354
畜産物		115,959	98,038
合	計	3,381,521	3,549,638

4. 指導事業

(単位：千円)

項	目	23年度	24年度
収入	賦課金	—	—
	指導事業補助金	3,900	7,183
	実費収入	5,688	5,919
	計	9,588	13,103
支出	営農改善費	36,591	38,840
	生活文化事業費	12,252	12,178
	教育情報費	22,504	21,718
	計	71,348	72,737

5. 福祉・介護保険事業

(単位：千円)

項	目	23年度	24年度
	訪問介護	44,352	45,808
	居宅介護支援	23,139	22,236
	デイサービス	64,935	65,466
	認知デイ	35,731	39,262
	小規模多機能	61,047	58,749
	福祉用具	15,848	16,477
合	計	245,054	248,002

IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位：％)

項 目	23年度	24年度	増 減
総資産経常利益率	0.205	0.178	△ 0.028
資本経常利益率	3.818	3.281	△ 0.537
総資産当期純利益率	0.119	0.127	0.008
資本当期純利益率	2.211	2.339	0.128

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：％)

区 分		23年度	24年度	増 減	
貯貸率	期 末	18.37	17.74	△	0.63
	期 中 平 均	18.49	17.41	△	1.08
貯証率	期 末	6.02	5.21	△	0.81
	期 中 平 均	6.08	5.14	△	0.93

- (注) 1. 貯貸率（期 末）＝貸出金残高／貯金残高×100
 2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
 3. 貯証率（期 末）＝有価証券残高／貯金残高×100
 4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項	目	23年度	24年度
基本的項目	(A)	8,037,987	8,215,443
	出資金	2,529,264	2,561,367
	回転出資金	—	—
	再評価積立金	—	—
	資本準備金	13,181	13,181
	利益準備金	2,464,064	2,539,064
	任意積立金	2,780,653	2,855,653
	次期繰越剰余金	254,590	251,724
	処分未済持分	△ 3,766	△ 5,547
	その他有価証券の評価差損		
補完的項目	(B)	1,083,941	1,082,109
	土地の再評価差額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	980,774	979,986
	一般貸倒引当金	103,167	102,123
	負債性資本調達手段等	—	—
	補完的項目不算入額	—	—
自己資本総額 (C) = (A) + (B)		9,121,929	9,297,553
控除項目 (D)		—	—
自己資本額 (E) = (C) - (D)		9,121,929	9,297,553
リスク・アセット等計	(F)	54,220,875	55,802,905
	資産（オン・バランス）項目	47,806,498	49,542,419
	オフ・バランス取引等項目	—	—
	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	6,414,376	6,260,486
基本的項目比率 (A) / (F)		14.82	14.72
自己資本比率 (E) / (F)		16.82	16.66

(注) 1. 平成18年3月28日金融庁・農林水産省告示第2号「農業協同組合等がその健全性を判断するための基準」に定められた算式に基づき算出したものです。

2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

3. 平成24年6月29日付で公布・施行された「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の特例を定める告示（平成24年金融庁・農水省告示第13号）」および「農水省施行規程の特例を定める告示（平成24年農水省告示第1619号）」により、JAにおける自己資本比率の算出については、平成26年3月30日までの間、特例として、基本的項目に「その他有価証券評価差損」を反映しないこととされております。

4. 当JAが有する全ての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット (標準的手法)	23年度			24年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,610	—	—	807	—	—
我が国の地方公共団体向け	6,143	—	—	6,964	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	100	10	0	—	—	—
地 方 三 公 社 向 け	1,952	—	—	402	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	129,610	27,907	1,116	133,942	28,774	1,150
法 人 等 向 け	1,387	834	33	1,560	990	39
中小企業等向け及び個人向け	1,764	749	29	1,680	685	27
抵 当 権 付 住 宅 ロ ー ン	3,324	1,139	45	3,002	1,028	41
不動産取得等事業向け	206	189	7	186	168	6
三 月 以 上 延 滞 等	19	16	0	7	—	—
信用保証協会等保証付	11,807	1,150	46	12,192	1,186	47
共 済 約 款 貸 付	18	—	—	20	—	—
出 資 等	102	102	4	13	13	0
複数の資産を裏付とする資産 (いわゆるファンド)のうち、 個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—	—	—
証券化(エクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
上 記 以 外	16,469	15,706	628	17,437	16,694	667
合 計	174,520	47,806	1,912	178,218	49,542	1,981
オペレーショナル・リスクに 対する所要自己資本額 < 基礎的手法 >	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除した額 a		所要自己資本額 $b = a \times 4\%$	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除した額 a		所要自己資本額 $b = a \times 4\%$
	6,414		256	6,260		250
所 要 自 己 資 本 額 計	リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 $b = a \times 4\%$	リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 $b = a \times 4\%$
	54,220		2,168	55,802		2,232

(注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

5. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

6. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

< オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法) >

$$\frac{(\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\%) \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R & I)
株式会社日本格付研究所 (J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (M o o d y' s)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ (S & P)
フィッチレーティングスリミテッド (F i t c h)

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポートジャー	適 格 格 付 機 関	カントリーリスク・スコア
金融機関向けエクスポートジャー		日 本 貿 易 保 険
法人等向けエクスポートジャー (長期)	R&I、Moody' s、JCR、S&P、Fitch	
法人等向けエクスポートジャー (短期)	R&I、Moody' s、JCR、S&P、Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー（業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高（単位：百万円）

		23年度				24年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上延滞エクスポージャー
		うち貸出金等	うち債券			うち貸出金等	うち債券		
法人	農業	282	282	—	—	252	252	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	716	—	703	—	715	—	702	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	387	187	200	—	365	164	200	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	80	—	—	—	100	—	100	—
	運輸・通信業	118	9	100	—	11	11	—	—
	金融・保険業	129,626	2,481	6,713	—	133,958	2,481	6,510	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	459	358	100	—	525	425	100	—
	日本国政府・地方公共団体	9,706	8,096	1,610	—	8,174	7,367	807	—
	上記以外	10	8	—	1	9	8	—	0
	個人	18,161	18,131	—	17	18,495	18,470	—	7
その他		14,971	—	—	—	15,609	—	—	—
業種別残高計		174,520	29,555	9,428	18	178,218	29,182	8,421	7
個人	1年以下	125,559	3,338	1,805	—	129,080	2,023	2,106	—
	1年超3年以下	4,596	1,683	2,912	—	2,699	892	1,806	—
	3年超5年以下	5,427	1,822	3,605	—	4,545	840	3,705	—
	5年超7年以下	1,572	1,471	100	—	2,111	1,811	300	—
	7年超10年以下	6,025	5,020	1,004	—	3,659	3,257	402	—
	10年超	15,675	15,675	—	—	19,958	19,858	402	—
	期限の定めのないもの	15,663	542	—	—	16,162	497	—	—
残存期間別合計		174,520	29,555	9,428	—	178,218	29,182	8,421	—

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲内でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
4. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。
5. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。
6. 前年度数値との乖離は、「⑦主要な農業関係の貸出金残高」の開示に伴い、平成22年3月末に顧客データの業種コード（その他（未設定）から該当業種へ）の修正を行ったことによるものです。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額（単位：百万円）

区 分		23年度				24年度			
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期首残高	期中増加額	期中減少額	
				目的使用	その他			目的使用	その他
一般貸倒引当金		107	103	—	107	103	102	—	103
個別貸倒引当金		153	98	44	109	98	83	1	97

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額（単位：百万円）

区 分		23年度					24年度				
		個別貸倒引当金				貸出金償却	個別貸倒引当金				貸出金償却
		期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高		期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高	
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	0	—	0	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	26	22	0	26	22	22	20	1	21	20
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上記以外	1	1	—	1	—	1	0	—	1	0
	個人	125	74	44	80	74	74	62	—	74	62
	業種別計	153	98	44	109	98	98	83	1	97	83

- (注) 1. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。
2. 期中減少額「目的使用」は、貸出金償却、「その他」は洗替えによる取崩額です。
3. 貸出金償却は、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

(単位：百万円)

			23年度			24年度		
			格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト	0%	—	11,581	11,581	—	10,055	10,055
	リスク・ウェイト	10%	—	11,609	11,609	—	11,865	11,865
	リスク・ウェイト	20%	301	127,144	127,445	401	131,476	131,877
	リスク・ウェイト	35%	—	3,259	3,259	—	2,942	2,942
	リスク・ウェイト	50%	501	63	564	401	56	457
	リスク・ウェイト	75%	—	1,029	1,029	—	938	938
	リスク・ウェイト	100%	200	18,819	19,019	301	19,779	20,080
	リスク・ウェイト	150%	—	10	10	—	0	0
	その他		—	—	—	—	—	—
自己資本控除額			—	—	—	—	—	—
計			1,003	173,517	174,520	1,103	177,114	178,218

(注) 「格付あり」には原エクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」には原エクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA－又はA 3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	23年度		24年度	
	適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	1,952	—	402
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	35	—	29	—
中小企業等向け及び個人向け	119	54	79	49
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—
証券化(エクスポージャー)	—	—	—	—
上記以外	94	—	90	—
合 計	248	2,007	198	451

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資等エクスポージャーに関する事項

① 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社及び関連会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めている、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等の評価等については、①子会社及び関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

		23年度		24年度	
		貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場		103	103	19	19
非上場		—	—	—	—
合	計	103	103	19	19

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

23年度			24年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	28	—	0	34	—

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分を其他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

23年度		24年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
0	1	5	—

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当する取引はありません。

8. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定方法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスクの算定方法、管理方法は以下のとおりです。

- 市場金利が上下に2%変動した時（ただし0%を下限）に発生する経済価値の変化額（低下額）を金利リスク量として算出しています。

- 要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0～5年の期間に均等に振り分けて（平均残存2.5年）リスク量を算定しています。

- 金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。
金利リスク＝運用勘定の金利リスク量＋調達勘定の金利リスク量（△）

算出した金利リスク量は経営層に報告するとともに、四半期ごとにALM委員会および理事会に報告して承認を得ています。また、これらの情報を踏まえ、四半期ごとに運用方針を策定しています。

② 金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

(単位：百万円)

	23年度	24年度
金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	△ 533	△ 304

自己資本比率の算定に関する用語解説一覧

用 語	内 容
自 己 資 本 比 率	自己資本の額をリスク・アセット等の総額（信用リスク・アセット額及びオペレーショナル・リスク相当額）で除して得た額。国内基準を採用する金融機関では4%以上が必要とされていますが、J Aバンクでは自主的な取り決めにより8%以上が必要とされています。
基本的項目（Tier I）	自己資本比率を算出する際の概念のひとつで、自己資本の中心となるものであり、出資金や資本準備金、利益準備金などが該当します。
補完的項目（Tier II）	自己資本比率を算出する際の概念のひとつで、自己資本のうち基本的項目を補完するものであり、一般貸倒引当金や負債性資本調達手段などが該当します。
控 除 項 目	自己資本比率を算出する際の概念のひとつで、自己資本から除くものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額や証券化エクスポージャーの一部などが該当します。
エ ク ス ポ ー ジ ャ ー	リスクを有する資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引（以下「資産等」といいます。）の与信相当額のことです。
リ ス ク ・ ウ ェ イ ト	リスクを有する資産等を保有するために必要な自己資本額を算出するためのリスクの大きさに応じた掛目のことです。
信用リスク・アセット額	エクスポージャー（リスクを有する資産等）に対して、信用リスク削減手法を適用後、対応するリスクの大きさに応じた掛目（リスク・ウェイト）を乗じて算出したものです。
所 要 自 己 資 本 額	リスクを有する資産等を保有するのに必要となる自己資本の額のことです。国内基準では各リスク・アセットに4%を乗じた額となります。
オペレーショナル・リスク （ 相 当 額 ）	金融機関の業務において不適切な処理等により生じるリスクのことを指し、不適切な事務処理により生じる事務リスクやシステムの誤作動により生じるシステムリスクなどが該当します。なお、自己資本比率の算出にあたっては、一定の手法によりオペレーショナル・リスクを数値化した額をオペレーショナル・リスク相当額として分母に加算します。
基 礎 的 手 法	新B I S 規制においてオペレーショナル・リスク相当額を算出する最も簡易な手法です。1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。1年間の粗利益は、事業総利益から信用事業に係るその他経常収益、信用事業以外の事業にかかるその他の収益、国債等債券売却益・償還益、補助金受入額を控除し、信用事業に係るその他経常費用、信用事業以外の事業にかかるその他の費用、国債等債権売却損・償還損・償却、役務取引等費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。
抵 当 権 付 住 宅 ロ ー ン	住宅ローンのうち、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分であるもののことです。
コ ミ ッ ト メ ン ト	契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。

用 語	内 容
証券化エクスポージャー	証券化とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことであり、証券化エクスポージャーとは証券化に伴い第三者に移転する資産のことです。
店頭デリバティブ	株式や金利、為替などの通常の取引から派生した比較的小さな金額で仮想的に大きな原資産を取引する金融商品取引のうち、金融機関や証券会社の店頭で相対で行われる取引のことです。
クレジット・デリバティブ	信用リスクをヘッジ（回避・低減）するために、債務者である会社等の信用力を指標に将来受け渡す損益を決める取引です。
カレント・エクスポージャー 方 式	派生商品取引及び長期決済期間取引を直評価することにより算出する再構築コスト（同一の取引を取引の相手方において取引の継続的履行が不可能となったような場合に、同一の取引を市場で再構成する場合に必要なコスト）に当該取引の想定元本（取引にかかる利息等を計算するための名目の元本）に取引内容や期間に応じた一定の掛目を乗じて算出される金額を加算することで与信相当額を算出する方法のことです。
プロテクションの購入 及 び 提 供	プロテクションの購入とは、クレジット・デリバティブ取引において信用リスクをヘッジ（回避・低減）するための取引をいい、プロテクションの提供とは、保証を与える取引を指します。
信用リスク削減手法	金融機関が保有している信用リスクを軽減する措置であり、新BIS規制では、貯金や有価証券など一定の要件を満たす担保や保証がある場合には、担保や保証人のリスク・ウェイトに置き換えることができます。
想 定 元 本	投資元本がない金融派生商品において、金利計算等を行うための名目上の元本のことです。
再 構 築 コ ス ト	同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし0を下回らない）をいいます。
派 生 商 品 取 引	有価証券取引等から派生し、原資産の価格によりその価格が決定される商品のことであり、先物、オプション、スワップ取引等が該当します。
オ リ ジ ネ ー タ ー	証券化の対象となる原資産をもともと所有している立場にあることを指します。
信用補完機能を持つI/O ス ト リ ッ プ ス	信用補完機能を持つI/O ストリップスとは、原資産から将来において生じることが見込まれた金利収入等の全部又は一部を受ける権利であって、金融機関が留保又は譲り受けた他に劣後しているものを指します。
金 利 シ ョ ッ ク	保有している資産や負債等に金利の変化を当てはめることです。
上下200ベースポイント の 平 行 移 動	金利リスクの算出において、市場金利が一律2%（0.01%が1ベースポイント）上昇あるいは低下した場合の現在価値の変化額を算出する方法のことです。
1 パーセンタイル値・ 99 パーセンタイル値	金利リスク量の算出において、各期間ごとの金利の1年前との変化幅のデータを最低5年分集め、小さい方から大きい方へ並べて、データ数の1%目もしくは99%目の値を変化幅として使用する方法的なことです。
アウトライヤー基準	金融機関が保有する金利リスク量が自己資本（基本的項目と補完的項目）に対して20%を超える経済価値の低下が生じる場合にアウトライヤーとし、当局が早期警戒制度の枠組みの中でモニタリングを行います。

開 示 項 目

<概況及び組織に関する事項>

- ◆ 業務の運営の組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- ◆ 理事及び監事の氏名及び役職名・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- ◆ 事務所の名称及び所在地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79～80
- ◆ 特定信用事業代理業者に関する事項・・・・・・・・・・・・・・ 21

<主要な業務の内容>

- ◆ 主要な業務の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23～29

<主要な業務に関する事項>

- ◆ 直近の事業年度における事業の概況・・・・・・・・・・・・・・ 5～6
- ◆ 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標
 - ・ 経常収益（事業の区分ごとの事業収益及びその合計）・・・・・・ 56
 - ・ 経常利益・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
 - ・ 当期剰余金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
 - ・ 出資金及び出資口数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
 - ・ 純資産額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
 - ・ 総資産額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
 - ・ 貯金等残高・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
 - ・ 貸出金残高・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
 - ・ 有価証券残高・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
 - ・ 単体自己資本比率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
 - ・ 剰余金の配当の金額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
 - ・ 職員数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
- ◆ 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標
 - 主要な業務の状況を示す指標
 - ・ 事業粗利益及び事業粗利益率・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
 - ・ 資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支・・・・・・ 57
 - ・ 資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや・・・・・・ 57
 - ・ 受取利息及び支払利息の増減・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
 - ・ 総資産経常利益率及び資本経常利益率・・・・・・・・・・・・・・ 67
 - ・ 総資産当期純利益率及び資本当期純利益率・・・・・・・・・・・・ 67
 - 貯金に関する指標
 - ・ 流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高・・・・・・ 58
 - ・ 固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高・・・・・・ 58
 - 貸出金等に関する指標
 - ・ 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高・・・・・・ 58
 - ・ 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高・・・・・・・・・・ 58
 - ・ 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額・・・・・・・・・・ 59
 - ・ 使途別の貸出金残高・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59

開 示 項 目

- ・業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合・・・・・・・・・・59
- ・主要な農業関係の貸出実績・・・・・・・・・・60
- ・貯貸率の期末値及び期中平均値・・・・・・・・・・67
- 有価証券に関する指標
 - ・商品有価証券の種類の平均残高・・・・・・・・・・63
 - ・有価証券の種類の残存期間別の残高・・・・・・・・・・64
 - ・有価証券の種類の平均残高・・・・・・・・・・63
 - ・貯証率の期末値及び期中平均残高・・・・・・・・・・67

<業務の運営に関する事項>

- ◆ リスク管理の体制・・・・・・・・・・11～12
- ◆ 法令遵守の体制・・・・・・・・・・12～13
- ◆ 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容・・・・・・・・・・13～14

<直近の2事業年度における財産の状況に関する事項>

- ◆ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書・・・・・・・・・・30～52
- ◆ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額
 - ・破綻先債権に該当する貸出金・・・・・・・・・・61
 - ・延滞債権に該当する貸出金・・・・・・・・・・61
 - ・3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金・・・・・・・・・・61
 - ・貸出条件緩和債権に該当する貸出金・・・・・・・・・・61
- ◆ 自己資本の充実の状況・・・・・・・・・・68～74
- ◆ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益
 - ・有価証券・・・・・・・・・・64
 - ・金銭の信託・・・・・・・・・・64
 - ・デリバティブ取引・・・・・・・・・・64
 - ・金融等デリバティブ取引・・・・・・・・・・64
 - ・有価証券関連店頭デリバティブ取引・・・・・・・・・・64
- ◆ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額・・・・・・・・・・63
- ◆ 貸出金償却の額・・・・・・・・・・63

◆ 店舗等のご案内

(平成24年 4 月 1 日現在)

店 舗 及 び 事 務 所 名	住 所	電 話 番 号	ATM設置台数
本 店	高岡市あわら町 1 番 1 号	26-7411	1 台
支 店	西 部 支 店	高岡市美幸町 1 丁目 1 番 8 号	21-0230
	佐 野 支 店	高岡市佐野1418番地	22-0079
	高 岡 病 院 支 店	高岡市永楽町 5 番10号	25-6183
	二 塚 支 店	高岡市二塚970番地	22-5115
	東 部 支 店	高岡市駅南 3 丁目 1 番15号	21-1458
	野 村 支 店	高岡市野村254番地	23-1385
	北 部 支 店	高岡市大坪町 3 丁目11番 9 号	22-1270
	二 上 支 店	高岡市守護町 2 丁目 1 番 8 号	22-1490
	守 山 支 店	高岡市守山字古田181番地	22-0147
	国 吉 支 店	高岡市佐加野1576番地	22-1945
	福 田 支 店	高岡市上北島405番地	21-1425
	小 勢 支 店	高岡市小竹118番地	31-0035
	立 野 支 店	高岡市立野字西堂島3240番地	31-0005
	石 堤 支 店	高岡市麻生谷346番地	31-2011
	能 町 支 店	高岡市能町1518番地	22-2709
	太 田 支 店	高岡市太田3380番地	44-0826
	牧 野 支 店	高岡市中曽根785番地	82-4146
	東 五 位 支 店	高岡市内島3044番地	31-0959
	伏 木 支 店	高岡市伏木古国府 1 番24号	44-1288
	中 田 支 店	高岡市下麻生1017番 1 号	36-0028
	戸 出 支 店	高岡市戸出町 2 丁目 1 番30号	63-1121
	是 戸 支 店	高岡市戸出光明寺153番 1	63-0042
	醍 醐 支 店	高岡市醍醐1061番 1	63-0125
	北 般 若 支 店	高岡市戸出古住663番地	63-0075
事業所	営 農 セ ン タ ー	高岡市西藤平蔵226番 1	63-7331
	中 田 農 業 振 興 セ ン タ ー	高岡市滝38番地	36-0022
	農 機 セ ン タ ー	高岡市伊勢領2521番地	63-3030
	資 材 セ ン タ ー 佐 野	高岡市佐野1416番地	27-8601
	資 材 セ ン タ ー 国 吉	高岡市国吉1155番地	31-8005
	資 材 セ ン タ ー 戸 出	高岡市戸出町 2 丁目 1 番30号	63-5555
	経 済 セ ン タ ー	高岡市佐野新町1420番 1	27-8890
	自 動 車 セ ン タ ー	高岡市四屋745番 1 号	23-5337
	燃 料 セ ン タ ー	高岡市伊勢領2525番 1 号	63-7700
	四 屋 給 油 所	高岡市四屋721番地	22-7634
	カ ー ポ ー ト 中 田	高岡市下麻生1017番	36-0195
	戸 出 給 油 所	高岡市伊勢領2525番 1 号	63-3031
	福祉事業センター（もえぎの里）	高岡市二塚339番 2	26-7470

店 舗 及 び 事 務 所 名	住 所	電 話 番 号	ATM設置台数
施 設	南条カントリーエレベーター	高岡市蔵野町314番地	31-4321
	国吉カントリーエレベーター	高岡市頭川100番地	27-3077
	中田カントリーエレベーター	高岡市滝63番地	36-0044
	戸出カントリーエレベーター	高岡市戸出竹72番1	63-6934
	二塚 初 一 時 貯 留 施 設	高岡市二塚339番地	24-5689
	石 堤 ラ イ ス セ ン タ ー	高岡市麻生谷142番地	31-1860
	醍醐米麦大豆乾燥調製施設	高岡市醍醐1061番1	63-6314
	堆 肥 セ ン タ ー	高岡市頭川120番1	27-3072
	味噌・菜種加工施設	高岡市戸出吉住663番地	63-0075
	あぐりっち佐野店	高岡市佐野1416番地	22-0230
	あぐりっち戸出店	高岡市戸出吉住663番地	63-0107
	あぐりっち中田店	高岡市下麻生1271番2号	
	あぐりっち矢田店	高岡市伏木矢田4番26号	44-6504
	あぐりっちアグリピア店	高岡市戸出市野瀬420番地	63-1422
	南条育苗センター	高岡市蔵野町314番地	
	野菜集荷場	高岡市佐野1416番地	
	南条大豆乾燥調製施設	高岡市蔵野町314番地	
	太田甘藷貯蔵庫	高岡市太田3380番地	
	二塚女性センター	高岡市二塚970番地	
	東部女性センター	高岡市駅南3丁目1番15号	
	子会社		
子会社	(株)高岡市農協会館	高岡市あわら町1番1号	26-7433
	(株)JA高岡キャリライン本店	高岡市あわら町1番1号	26-7411
	佐野営業所	高岡市佐野1416番地	27-8601
	戸出営業所	高岡市戸出町2丁目1番30号	63-5555
	(株)JAアグリサポート高岡本店	高岡市あわら町1番1号	26-7411
	中田事業所	高岡市下麻生1017番1号	36-0036

(店舗外CD・ATM設置台数4台 中田農業振興センター、旧野村北支店、あぐりっち矢田店、旧六丁目支店)

(共同設置CD・ATM 市役所・市民病院に各1台、イオン高岡に2台)



J A高岡2013

平成25年6月発行

発行 高岡市農業協同組合

〒933-8502 富山県高岡市あわら町1番1号

電話:0766-26-7411